

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定)について

(諮問第3018号)

<目 次>

1 報告書(案) .....	1
2 答申書(案) .....	35
3 申請概要 .....	37
4 審査結果 .....	46

別添

- 接続約款変更認可申請書（写）（東日本）
- 接続約款変更認可申請書（写）（西日本）

平成22年2月22日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 根岸 哲 殿

接続委員会

主査 東海 幹夫

報告書

平成21年12月15日付け諮問第3018号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適當と認められる（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）。

帯域透過端末回線伝送機能（ドライカッパ）等のメタル加入者回線に係る接続料に関し、上部区間におけるメタル設備の未利用芯線のコストについて、局外RTに収容されている加入者回線とメタル設備のみを用いる加入者回線に関する稼働回線数比に基づき案分し再算定すること（考え方4）。

2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）。

(1) PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省において、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配意しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うこと（考え方1）。

(2) PSTNからIP網への移行について、NTT東西は平成22年度に概略的展望を公表す

ることとしているが、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されが必要であるため、NTT東西に対し、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことを要請すること（考え方1）。

(3) PSTNからIP網への移行の進展に伴うレガシー系サービスの需要の減少等により接続料が上昇傾向を続けていること等の懸念が示されている状況を踏まえ、NTT東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること（考え方2）。

(4) 貸倒損失額の大幅な上昇により適切な債権保全措置に対する懸念が示されていることを踏まえ、今後とも貸倒損失の接続料への適切な算入を行うため、NTT東西に対し、「電気通信分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」（平成18年12月公表、平成21年10月改訂）等に基づき、未回収債権発生の予防措置、未回収債権の圧縮・拡大の防止など、引き続き適切なリスク管理を実施することを要請すること（考え方7）。

(5) DSL／光ファイバ開通申込受付システム及び一般番号ポータビリティ申込受付システムの更改に関し、NTT東日本に対し、以下の事項を要請すること。

- ① コストの予見性及び適正性を検証する観点から、予め必要な情報開示を行うこと。
- ② 接続事業者においてもシステム改修等が必要となることから、新システムへの移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うこと。

また、NTT西日本に対しても、今後NTT東日本と同種のシステム改修を行う場合は、上記と同様の措置を講じることを要請すること。（考え方15）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続料款の変更案に対する意見及びその考え方(案)  
(実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定)

意 見	再 意 見	考 え 方(案)
<p>意見1 現行制度のままで接続料算定を続けることは公正競争環境の維持及び利用者利便向上の観点から問題があるため、接続料算定の抜本的な見直しを行う必要があり、それまでは現行の接続料水準を凍結すべき。</p> <p>○ 1. 基本的考え方 技術革新のスピードが早いICT産業では、旧来型サービスを使い続けることは国民全体のコストを低廉化し、経済成長を進めるにあたっての大きな妨げとなるため、如何にして旧来型サービスから新しいサービスに移行させるかを検討することが、国民利便の向上や市場活性化の観点から必要になります。 そのため、各サービスの接続料を決定するにあたっては、新しいサービスへの円滑な移行を促していくことを念頭に置き、旧来型サービスから新しいサービスへの移行が完了した後の状況を想定して全体的なネットワークのコストを捉えることが重要になります。将来を見据えずに、現行制度のままで接続料算定を続けることは、日本の将来を担うべきICT産業の発展を考えると問題があると言わざるを得ません。 今回接続料申請が行われたサービスについても、すべての国民が公正な競争環境の下で次世代のサービスに円滑に移行できるよう、新旧全体のネットワークコストを踏まえて接続料の算定方法を決定すべきです。そのため、NTTが今後ネットワークをどうしていくつもりなのかを早期に明らかにし、その上で接続料水準を一旦</p>	<p>再意見1</p> <p>○ 接続料は、ご利用いただいた設備にかかった費用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが原則であり、申請した接続料は接続料規則に則り前年度の費用及び需要に基づき適正に算定し、利用見合いで当社の利用部門も他事業者様と同等に負担することとしています。 今回、ドライカッパ等の接続料が上昇した要因としては、 ①ドライカッパ、公衆電話等のレガシー系サービスの接続料については、新規投資の抑制や効率化努力によりできる限りのコスト削減に努めてきたところですが、携帯電話やIPブロードバンドサービスへの移行等の市場環境の変化により、コスト削減を上回る需要の減少が生じていること、 ②平成19年度のコロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの見直しにおいて、他事業者様の予見性の確保の観点から事後精算の廃止とセットで乖離額調整制度が導入され、今回から調整額を加算することになったこと、 によるものであり、利用に応じて他事業者様にも当社と同等のご負担をしていただかざるを得ないと考</p>	<p>考え方1</p> <p>○ 新規投資の抑制や効率化等により回線コストは毎年度低廉化している傾向にあるものの、稼働回線数の減少が回線コストの低廉化を上回っていることに加え、今回から調整額を加算していることから、ドライカッパ接続料などレガシー系接続料が上昇しているところである。 実績原価方式により算定される接続料については、電気通信事業法において、「原価に照らし公正妥当なものであること」とされ、その原価の算定方法は、接続料規則において、「機能ごとに、当該接続料にかかる収入が当該接続料の原価に一致するように定めなければならない」旨規定されていることに鑑みると、現行の接続料水準を政策的観点から維持・凍結することは必ずしも合理的であるとは言えない。 他方、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省は、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配意しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。 また、NTT東西は平成22年度にPSTNからIP網へ</p>

<p>凍結して接続料算定の在り方を含む接続ルール全体を総合的に見直す必要があると考えます。</p> <p>なお、検討を進めていくまでの間も、接続料上昇により競争環境の後退、ひいては国民的利便の低下が進んでいくことが懸念されることから、平成22年度接続料の在り方も含めて抜本的な見直しを行うことが適当であり、それまでの間は当面現行の接続料水準を政策的に維持することを強く要望いたします。</p> <p><b>2. 各項目に関する意見</b></p> <p><b>【ドライカッパ】</b></p> <p>ドライカッパについては従来から需要の減少が続いており、接続料水準の上昇傾向は構造的な問題となっています。にもかかわらず、先述のとおり、光等の新しいサービスの普及促進、ひいては国民全体でのコスト低廉化に配慮せず現行制度のまま算定を続けることは、国民的利便向上の観点から問題があります。</p> <p>したがって、まずNTTにメタル回線の将来計画を早期に明らかにさせた上で、接続料の算定方法を抜本的に見直すことが適当です。</p> <p>(KDDI)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>1.接続料金</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ドライカッパの接続料金について           <p>平成18年度以降、上昇傾向にあったドライカッパにかかる接続料金は、平成21年12月9日に認可申請された平成22年度の接続料案において、NTT東西とともに¥1,400を越える水準に達し、競争事業者が提供している直収電話サービスの基本料金を上回っており、利用者のメリットを損ないかねない状況になっております。今後のNTT東西殿による光サービスへのマイグレーション</p> </li> </ul> </li> </ul>	<p>えます。</p> <p>なお、PSTN(固定電話網)のマイグレーションについては、2010年度に概略的展望を公表することとしています。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ KDDI株式会社(以下、「KDDI」という。)殿、イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)殿、イー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」という。)殿及び北海道総合通信網株式会社殿の意見に賛同します。</li> <li>○ 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)殿(合わせて以下「NTT東西」という。)においてはネットワークに係る今後の将来展望を早期に公表し、併せて、すべての国民が公正な競争環境の下で次世代のサービスに円滑に移行できるような新旧全体のネットワークコストを踏まえた接続料の在り方や、NTT東西殿にコスト削減のインセンティブを働かせるためのプライシングの施策の導入等を踏まえた抜本的な算定方法の見直しの議論を早期に開始すべきであり、その結論が出るまでは現行の接続料水準を政策的に維持・凍結すべきです。</li> <li>○ ドライカッパや公衆電話、専用線等のレガシー系サービスについては、光化やIP化の進展による需要の移行期を迎えており、ネットワーク全体にかかるコストの効率化・低廉化をいかに図るかが国民的利益を</li> </ul>	<p>の移行について概略的展望を公表することとしているが、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されすることが必要であるため、NTT東西は、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことが適当である。</p>
---	--	---

ンが進むことを考慮すると、この傾向は止まることはなく、ドライカッパの回線部分にかかる接続料金の上昇幅が大きくなることは必至と考えます。

他方、NTT東西殿によって、検討に資するだけのネットワークの将来計画が明らかにされるかどうか目途が立っていない今、電気通信市場の公正競争環境の維持及び利用者の利便性向上を図るために、抜本的な接続料算定の考え方に関する見直しの検討を早急に行うべきであり、見直しされるまでは、現行の接続料水準を政策的に維持・凍結することを強く要望いたします。

	H21年度	H22年度	差額
NTT東	¥1,323	¥1,416	¥93
NTT西	¥1,378	¥1,410	¥32

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- 各論にて詳述いたしますが、特に調整制度については2007年3月30日の「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」の答申(以下、「同答申」という。)により導入が適当とされたものの、当時はここまで大きな影響を及ぼすことは想定されていませんでした。一方、こうした状況においてもNTT東西殿は、レガシー系サービスに係る今後の将来展望を明らかにしておらず、このままNTT東西殿に接続料の上昇を認めた場合、接続事業者における接続料の負担感はいたずらに増大し公正競争環境に悪影響を及ぼすことになります。従ってNTT東西殿が将来計画を明らかにするまでは、政策的に現行の料金で据え置くとともに、併せてIP化への移行に伴う接続料の算定の在り方について早急に議論を開始すべきと考えます。

- 3. 今後の接続料算定等について

確保するために非常に重要です。具体的には、新旧全体のサービスにかかる接続料について、全体のネットワークコストを踏まえて算定方法を決定すべきです。

そのためには、まずNTT東西自らが今後のネットワークの計画を明らかにすることが必要であり、そのうえで一旦接続料水準を政策的に維持・凍結し、NTT東西及び競争事業者のユーザーが公正な競争環境の下でメリットを享受出来るよう、現行の接続料算定方法の抜本的な見直しを行うべきと考えます。

(KDDI)

- 上記のご意見に賛同します。

ドライカッパを初めとしたPSTN関連の接続料については、電気通信市場の公正競争環境の維持及び国民の利便性向上の観点から、早急に接続料水準の上昇傾向には歯止めをかけるよう、抜本的な算定方法の見直しを行なうべきと考えます。

また、各社殿の意見書において、「NTT東西殿に対する需要減少に見合った適切なコスト削減インセンティブの付与」、「設備のサンクコスト化」、「施設保全費の配賦基準及び試験研究費の算入範囲の見直し」などの具体的な課題が上がっており、これらの課題についても早急に検討を行う必要があると考えます。  
(イー・アクセス、イー・モバイル)

<p>IP サービスへの移行等に伴い、レガシー系サービスに係わる接続料の上昇傾向が続いているが、IP 化が進展しているとはいえ、まだまだレガシー系サービスが多数利用されていることを考慮すると、本変更での接続料の大幅な値上げは電気通信市場における競争を阻害するだけでなく、ユーザ料金への影響が及ぶ可能性も否定できない状況です。</p> <p>電気通信市場のさらなる発展のためにも、第一種指定電気通信設備に係る接続料金は低廉な接続料が設定される必要性があり、プライスキャップ等のプライシング施策の導入等により接続料金の上昇を抑制するような接続料算定方法の抜本的な見直しを行うべきであると考えます。</p> <p>そのためにも、冒頭の総論で述べたように、NTT 東西殿による概括的展望を早期に公表し、メタルから光ファイバへの移行計画を明らかにさせた上で、各サービスの接続料算定方法についての議論を早急に開始する必要があり、それまでの間は競争を促進するためにも政策的に接続料金を現状の水準に据え置くなどの対策が実施されることを強く要望します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1. 接続料について</li> </ul> <p>接続料については上昇傾向が続いており、今回申請された接続料においては調整額の加算もあり大幅な上昇となっています。</p> <p>接続料の上昇が接続事業者のサービス維持に与える影響は大きく、今後も接続料の上昇傾向が続くようであれば、接続事業者が設定するユーザー料金の上昇</p>		
--	--	--

<p>やサービス廃止等、ユーザーにとって不利益な事態が生じることが考えられます。</p> <p>また、今回申請では東日本電信電話株式会社殿の一部サービスメニューにおいて接続料が利用者料金を上回っており、接続料の上昇によりこのような事象が生じることは接続料の存在として不自然なものと考えます。</p> <p>現状の接続料算定の在り方では、需要減少が見込まれるサービスについては、接続料が一方的に上昇し続けることで著しく高額で不合理な接続料となる可能性が高いことから、過去に投資した設備のサンクコスト化等を行う必要があると考えます。</p> <p>したがって、早急に接続料算定の在り方を議論して見直した上で申請を認可すべきと考えます。</p> <p>(北海道総合通信網)</p>		
<p>意見2 レガシー系接続料は、需要の減少に見合ったコスト削減がなされていないため、コスト削減インセンティブが働くような算定方式の導入等を検討すべき。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ &lt;総論&gt;</p> <p>IPサービスへの移行に伴い、本変更案においてもレガシー系サービスに係わる接続料の上昇傾向が続いている。これは主に、需要の減少に見合ったコストの削減がなされていないことが要因としてあげられます。弊社共では現在の接続料算定方法における主要な問題点として次の事項があげられると考えます。</p> <p>(1) 本変更案において初めて導入された乖離額に関する調整制度(以下、「調整制度」という。)を含めて、実際費用方式では発生したコストが全て回収できる仕組みとなっているため、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)</p>	<p>○ 当社は、出来る限りのコスト削減を行い、ドライカッパを始めとするレガシー系接続料について、需要の減少に伴う接続料の上昇の抑制に努めてきましたところです。</p> <p>具体的には、過去4年平均で、ドライカッパ接続料については▲4.3%、専用線接続料(通信路設定伝送機能)については▲12.1%、公衆電話接続料については▲12.8%のコスト削減を行っております。</p> <p>また、当社の利用部門は、利用見合いで他事業者様と同等の接続料を負担することでコストの大半を負担しており、コスト削減へのインセンティブは十分働いています。</p> <p>《各設備コストの推移》</p>	<p>○ ドライカッパ接続料などの上昇の要因については、考え方1のとおり。</p> <p>NTT東西の再意見にあるとおり、レガシー系接続料のコストについても毎年削減に努めているところ、需要が減少傾向にあるサービスであっても新興住宅地等の新規需要へのメタル回線の敷設や老朽化した設備の更改等については毎年一定程度の新規投資が必要であるといった要因もあることから、需要の減少とコストの削減が必ずしも一致しない場合もあり得るところである。</p> <p>ただし、PSTNからIP網への移行の進展に伴うレガシー系サービスの需要の減少等により接続料が上昇傾向を続けていること、調整額制度導入によりコスト</p>

殿(合わせて以下、「NTT 東西」という。)に対してコスト削減のインセンティブが働くないこと。

(2) 施設保全費、試験研究費といった光設備とメタル設備の共通設備に係る費用の配賦の方法が適切にならない可能性があること。

(3) 接続料貸倒額について、「電気通信分野における事業者間接続料金に係る債権保全措置に関するガイドライン」等に則り適切に運用されたのかどうか確認できること。

#### <各論>

##### 1. 接続料について

###### (1) 接続料全般の問題点について

###### ①コスト削減インセンティブについて

ドライカッパに係る設備管理運営費については下表のとおりです。NTT 東西殿においては、費用削減に取り組んでいるとのことですですが、回線減少に対して費用の削減が十分でなく、今後もIP技術を利用した光サービスが進展する中で、ドライカッパの稼動回線は減少し、引き続き接続料は上昇していくことが容易に予想されます。

	平成7年	平成8年	平成9年	平成20年
NTT東日本	359,046	344,598	332,475	314,267
ドライカッパ 設備賃 理運営費百万円		-4%	-3%	-5%
ドライカッパ 利用回 線数	28,516,272	27,390,732	25,731,760	23,838,091
	-3.9%	-6.1%	-7.4%	

	平成7年	平成8年	平成9年	平成20年
NTT西日本	390,594	380,064	368,670	347,010
ドライカッパ 設備賃 理運営費百万円		-3.0%	-5.9%	-6.3%
ドライカッパ 利用回 線数	28,341,730	26,844,975	25,486,239	23,595,832
	-5.3%	-5.1%	-7.4%	

従って、総論でも述べたとおり、回線減少に合わせてコスト削減を行うとともに、発生したコストの全てを回収できるような現行の算定方式を用いるのではなく、さらにコ

	H16年度 (2004年度)	H17年度 (2005年度)	H18年度 (2006年度)	H19年度 (2007年度)	H20年度 (2008年度)	過去4年 平均
第一種指定設備管理部門(※)	1,087,035	1,013,901	965,348	918,730	875,108	-
対前年増減率	-	▲6.7%	▲4.8%	▲4.8%	▲4.7%	▲5.3%
(再掲)メタル設備のみを用いる加入者線	374,825	359,046	344,598	332,475	314,267	-
対前年増減率	-	▲4.2%	▲4.0%	▲3.5%	▲5.5%	▲4.3%
(再掲)専用線(通信路設定伝送機能)	73,377	61,503	54,405	48,159	43,847	-
対前年増減率	-	▲16.2%	▲11.5%	▲11.5%	▲9.0%	▲12.1%
(再掲)公衆電話設備(アナログ+デジタル)	18,295	15,839	13,318	11,556	10,598	-
対前年増減率	-	▲13.4%	▲15.9%	▲13.2%	▲8.3%	▲12.8%

※H20年度は特別第一種指定設備の合計

#### (NTT 東日本)

○ 当社は、出来る限りのコスト削減を行い、ドライカッパを始めとするレガシー系接続料について、需要の減少に伴う接続料の上昇の抑制に努めてきたところです。

具体的には、過去4年平均で、ドライカッパ接続料については▲4.5%、専用線接続料(通信路設定伝送機能)については▲13.4%、公衆電話接続料については▲13.7%のコスト削減を行っております。

また、当社の利用部門は、利用見合いで他事業者様と同等の接続料を負担することでコストの大半を負担しており、コスト削減へのインセンティブは十分働いています。

#### 《各設備コストの推移》

削減インセンティブについての懸念が示されている状況を踏まえ、NTT東西は、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適切である。

スト削減へのインセンティブが働くような算定方式の導入等について早急に検討を開始すべきと考えます。なお、ドライカッパ以外の通信路設定伝送機能や公衆電話発信機能等の接続料についても同様に見直しを行うべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

	(単位:百万円)				
	H16年度 (2004年度)	H17年度 (2005年度)	H18年度 (2006年度)	H19年度 (2007年度)	H20年度 (2008年度)
第一種指定設備管理部門(※)	1,071,131	1,041,513	1,020,354	943,068	868,346
対前年増減率	-	▲2.8%	▲2.0%	▲7.6%	▲7.9%
(再掲)メタル設備のみを用いる加入者線	390,594	380,064	368,670	347,011	325,070
対前年増減率	-	▲2.7%	▲3.0%	▲5.9%	▲6.3%
(再掲)専用線(通信路設定伝送機能)	64,717	56,743	48,398	41,359	36,346
対前年増減率	-	▲12.3%	▲14.7%	▲14.5%	▲12.1%
(再掲)公衆電話設備(アナログ+デジタル)	14,602	12,094	10,191	9,049	8,084
対前年増減率	-	▲17.2%	▲15.7%	▲11.2%	▲10.7%

※H20年度は特別第一種指定設備の合計

(NTT 西日本)

- 各社殿の意見書において、「NTT東西殿に対する需要減少に見合った適切なコスト削減インセンティブの付与」、「設備のサンクコスト化」、「施設保全費の配賦基準及び試験研究費の算入範囲の見直し」などの具体的な課題が上がっており、これらの課題についても早急に検討を行う必要があると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見3 ドライカッパ等レガシー系サービスの接続料における施設保全費の効率化を検証するとともに、コストの開示を行うべき。

- また、現行の算定方法に関しても、以下の点を検証することが必要と考えます。
  - ドライカッパコストの50%以上を占める施設保全費に対する効率化の検証

(メタル回線コストの内訳:平成20年度)

(単位:百万円)

	NTT東	NTT西
減価償却費	83,466	88,169
固定資産除却費	9,258	14,433

- 当社は、メタル回線に係る施設保全費について、過去4年平均で▲4.2%のコスト削減を行っており、できる限りの効率化に努めています。今後も引き続き効率化に努めていきます。
   
また、コスト削減にあたっては、効率化施策に対する他事業者様の協力も不可欠です。例えば、当社は昨年、他事業者様に対し、ドライカッパ開通工事の際に、全数派遣を改め、必要な場合のみ工事担当者を

- メタル回線に係る施設保全費については、NTT東西の再意見等にあるとおり、作業委託費の削減等に継続的に取り組んできたことにより一定程度のコスト削減が行われているところであるが、ドライカッパコストの50%以上を占める状況に鑑みれば、接続事業者との協議も踏まえつつ、引き続き一層の効率化を行うことが望ましい。

- なお、接続料のコスト開示については、NTT東西か

施設保全費	186,999	195,435
その他	85,834	75,932
合計	365,557	373,969
施設保全費の割合	51%	52%

(参照:NTT東西接続会計報告書)

<http://www.ntt-west.co.jp/open/kaikei/index.html>

<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/finarep/index.html>

(イー・アクセス、イー・モバイル)

## ○ 1. 総論

本申請料金においても引き続き、レガシー系サービス接続料等については需要減少の影響を受け、全般的に値上げ傾向にあります。このような状況下、NTT 東西殿におきましては業務運営の効率化によるコスト削減実施を主張されておりますが、現行の接続会計規則ならびに接続料規則に基づく算定根拠による数値だけでは、それらの効率化を推し量ることは困難な状況です。

需要に応じた適正コストで稼働しているかを検証するため、固定費(需要の増減に対応しないコスト)と変動費(需要の増減に対応するコスト)等に分別したコスト開示を要望いたします。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

派遣する効率化施策を提案致しましたが、既に本施策にご協力いただいている事業者様がおられる一方で、協力したいが実施にあたっては時間的猶予が欲しいという事業者様や、仮に無駄になつてもお客様サービスのためには全数派遣をして欲しいという事業者様もいらっしゃいます。他事業者様におかれましても、より一層のコスト削減へのご協力をお願ひいたします。

### 《メタル回線に係るコストの推移》

	H16年度 (2004年度)	H17年度 (2005年度)	H18年度 (2006年度)	H19年度 (2007年度)	H20年度 (2008年度)	(単位:百万円) 過去4年 平均
減価償却費	113,731	107,569	94,012	87,958	83,466	—
対前年増減率	—	▲5.4%	▲12.6%	▲6.4%	▲5.1%	▲7.4%
固定資産除却費	16,318	11,104	10,039	9,130	9,258	—
対前年増減率	—	▲32.0%	▲9.6%	▲9.1%	1.4%	▲13.2%
施設保全費	222,335	211,700	208,365	202,982	187,000	—
対前年増減率	—	▲4.8%	▲1.6%	▲2.6%	▲7.9%	▲4.2%
その他	103,359	103,281	96,326	88,471	85,833	—
対前年増減率	—	▲0.1%	▲6.7%	▲8.2%	▲3.0%	▲4.5%
合計	455,743	433,654	408,742	388,541	365,557	—
対前年増減率	—	▲4.8%	▲5.7%	▲4.9%	▲5.9%	▲5.4%
施設保全費の割合	48.8%	48.8%	51.0%	52.2%	51.2%	—

(NTT 東日本)

○ 当社は、メタル回線に係る施設保全費については、過去4年平均で▲5.5%のコスト削減を行うなど、できる限りの効率化に努めており、今後も引き続き効率化に努めています。

なお、無派遣工事の推進等の効率化施策については、当社のみの取組ではなく、他事業者様の協力を得ることで、より一層のコスト削減が図られると考えます。

### 《メタル回線に係るコストの推移》

らの再意見にあるとおり、接続会計報告書及び網使用料算定根拠において明示されており、必要な情報開示は行われていると考えられる。

	H16年度 (2004年度)	H17年度 (2005年度)	H18年度 (2006年度)	H19年度 (2007年度)	H20年度 (2008年度)	(単位:百万円)
減価償却費	111,399	105,787	99,563	91,181	88,169	-
対前年増減率	-	▲5.0%	▲5.9%	▲8.4%	▲3.3%	▲5.7%
固定資産除却費	19,326	15,858	14,124	14,005	14,433	-
対前年増減率	-	▲17.9%	▲10.9%	▲0.8%	3.1%	▲7.0%
施設保全費	244,710	240,075	233,489	217,408	195,435	-
対前年増減率	-	▲1.9%	▲2.7%	▲6.9%	▲10.1%	▲5.5%
その他	103,772	98,778	91,342	80,944	75,932	-
対前年増減率	-	▲4.8%	▲7.5%	▲11.4%	▲6.2%	▲7.5%
合計	479,207	460,498	438,518	403,538	373,969	-
対前年増減率	-	▲3.9%	▲4.8%	▲8.0%	▲7.3%	▲6.0%
施設保全費の割合	51.1%	52.1%	53.2%	53.9%	52.3%	-

(NTT西日本)

- 費用等の推移については、毎年度設備区分別・勘定科目別に、接続会計報告書及び接続料算定根拠に実績を詳細に記載し公表しており、コスト削減に関する検証は可能と考えます。

なお、当社は業務運営の効率化に最大限取り組んできているところであり、こうした効率化を反映した結果を接続会計として公表している以上、新たに会計データを開示する必要はないと考えます。

(NTT東日本、NTT西日本)

- イー・アクセス殿、イー・モバイル殿及びフュージョン殿の意見に賛同します。

上記意見にもあるように、接続事業者が負担することとなる接続料金の妥当性を検証するに当たってはNTT東西殿の情報開示が不可欠ですが、検証を行うための情報が十分に開示されていないのが現状です。NTT東西殿においてはこれらの接続事業者の要望を踏まえ、接続料金の妥当性や適正性が検証でき

	るよう、より詳細な情報開示を実施すべきです。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見4 施設保全費や試験研究費に関して、メタル・レガシー系設備への費用配賦と光・IP系設備への費用配賦基準の検証・見直しを行うべき。	再意見4	考え方4
<p>○ (3)接続料原価の算定方法について</p> <p>①施設保全費について</p> <p>施設保全費の配賦基準については、芯線長比が用いられていますが、光回線については一芯の中に複数のユーザを収容可能であることを考慮すると、単純な芯線長比という比率を用いてコスト配賦を行うことは適切ではないと考えます。</p> <p>この比率を用い続けた場合、IP化、光化への移行が加速する中、光回線とメタル回線相互間での費用負担がさらに歪んだものになることが容易に想定されるところであり、早期に配賦基準の見直しを行う必要があると考えます。配賦基準の見直しに際しては、適正なコスト配賦を行うという観点から、光回線とメタル回線それぞれの利用契約数に準じた配賦基準を用いることが適当であると考えます。</p> <p>②試験研究費</p> <p>レガシー系サービスに係る設備については、すでに技術も成熟しており、新たな研究開発を行う必要性は乏しいと考えられます。にも係らず、今回の接続料の算定においてもメタル回線で約51億円(NTT東西殿合計)もの多額の試験研究費が算入されている状況です。このような要素もレガシー系サービスの接続料を高止まりさせている一要因と考えられることから、真に必要な試験研究費を特定するなど、レガシー系サービスの接続料原</p>	<p>○ ドライカッパをはじめとするレガシー系サービスについては、接続料水準の上昇傾向が続いているため、設備コストや配賦コストが需要に対して過大なものになっていないかを改めて厳密に精査する必要があります。</p> <p>具体的には、左記意見で指摘された光回線とメタル回線の間のコスト配賦方法に加えて、局外RT収容メタル回線とメタル設備のみを用いる回線との間についてもコスト配賦方法の検証を行い、ドライカッパ接続料にかかるコストの適正化を図ることが適当と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 各社殿の意見書において、「NTT東西殿に対する需要減少に見合った適切なコスト削減インセンティブの付与」、「設備のサンクコスト化」、「施設保全費の配賦基準及び試験研究費の算入範囲の見直し」などの具体的な課題が上がっており、これらの課題についても早急に検討を行う必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 端末回線伝送路の施設保全費については、芯線長比、故障件数比、管路ケーブル長比といった各コストの発生態様に即した適切な配賦基準を採用している</p>	<p>○ 電気通信回線設備の保守等については、当該電気通信回線設備を利用しているユーザ数に応じて費用が増減するものではなく、物理的な芯線の量等に応じて費用が増減するものであることから、現行の芯線長比等による費用配賦は適切である。</p> <p>○ 試験研究費については、平成15年2月14日付情報通信審議会答申を踏まえ、同9月に接続会計規則を改正し、試験研究費を案分する比率について、過去の投資額に左右される「取得固定資産価額比」から、直近の設備投資の傾向をより重視した「当年度取得固定資産価額比」に改めたところである。近年のレガシー系設備に関する固定資産取得価額は、IP系設備と比較しても少ないところ、案分の方法として「当年度取得固定資産価額比」を用いることにより直近の設備投資の傾向を反映しているものであり適切である。</p> <p>○ 局外RTに収容されている加入者回線とメタル設備のみを用いる加入者回線との間におけるコスト配賦に関し、上部区間(地下区間)におけるメタル設備の未利用芯線について、局外RTの上部区間が光化された後残されたメタル設備も含めて「メタル設備のみを用いる加入者回線のコスト」として計上されている。これに対し、下部区間(架空区間)における未利用芯線については「局外RTに収容されている加入者回</p>

<p>価への試験研究費の算入方法の見直しを早期に行うべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 加入ダークファイバとドライカッパのコスト配賦の適切性の検証 (例:施設保全費の比較)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="188 530 795 763"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT東</td><td>メタル</td><td>206,886</td><td>201,598</td><td>186,999</td></tr> <tr> <td>光</td><td>12,510</td><td>15,305</td><td>17,275</td></tr> <tr> <td rowspan="2">NTT西</td><td>メタル</td><td>230,846</td><td>215,299</td><td>195,435</td></tr> <tr> <td>光</td><td>17,486</td><td>18,123</td><td>17,992</td></tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td><td>メタル</td><td>437,733</td><td>416,897</td><td>382,434</td></tr> <tr> <td>光</td><td>29,996</td><td>33,428</td><td>35,267</td></tr> </tbody> </table> <p>(参照:NTT東西接続会計報告書)  <a href="http://www.ntt-west.co.jp/open/kaikei/index.html">http://www.ntt-west.co.jp/open/kaikei/index.html</a>  <a href="http://www.ntt-east.co.jp/info-st/finarep/index.html">http://www.ntt-east.co.jp/info-st/finarep/index.html</a></p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>			H18年度	H19年度	H20年度	NTT東	メタル	206,886	201,598	186,999	光	12,510	15,305	17,275	NTT西	メタル	230,846	215,299	195,435	光	17,486	18,123	17,992	合計	メタル	437,733	416,897	382,434	光	29,996	33,428	35,267	<p>ところです。</p> <p>試験研究費については、平成15年の指定電気通信設備接続会計規則の一部改正を踏まえ、当年度取得固定資産価額比による適切な費用配賦を行っているところです。 (NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>線」と「メタル設備のみを用いる加入者回線」の比率に基づき案分する形でコスト配賦が行われている。こうしたコスト配賦は一定の合理性があるものとして認められ、認可することが適当としてきたが、NTT東西ともにメタル回線の芯線利用率が50%を下回っている中、平成21年度にはドライカッパ回線が純減傾向に転じる等、少なくとも局外RTの上部区間が光化された後残されたメタル設備については、その全てが今後利用される見込みのある芯線とは必ずしも言えなくなつたという変化を踏まえれば、今回、メタル加入者回線内の負担の公平性に着目し、上記コスト配賦を見直すことが適当である。</p> <p>以上から、当該メタル設備の未利用芯線のコストについては、下部区間ににおけるコスト配賦方法と同様、「局外RTに収容されている加入者回線」と「メタル設備のみを用いる加入者回線」に関する稼働回線数比に応じてコストを案分することが適当である。</p>
		H18年度	H19年度	H20年度																														
NTT東	メタル	206,886	201,598	186,999																														
	光	12,510	15,305	17,275																														
NTT西	メタル	230,846	215,299	195,435																														
	光	17,486	18,123	17,992																														
合計	メタル	437,733	416,897	382,434																														
	光	29,996	33,428	35,267																														
<p>意見5 他の接続料の算定方法は適宜適正化が実施されているため、ドライカッパ接続料についてもこれらの接続料とバランスを取った検討を行うべき。</p> <p>○ 他の接続料の算定方法との有用性の検証</p> <p>下表にて他の接続料の算定方法とその進捗を整理していますが、これらの接続料については、利用者利益の増進を図る観点で適宜適正化の検討が実施されてきております。ドライカッパ接続料の現行の実績原価方式についても、これらの接続料とのバランスを取った検討が行われることが必要と考えます。</p> <table border="1" data-bbox="166 1314 795 1397"> <thead> <tr> <th>PSTNの接続料</th> <th>IPネットワークの接続料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔ドライカッパ〕 算定方法:実績原価方式</td> <td>〔加入ダークファイバ〕 算定方法:将来原価方式 (H22)</td> </tr> </tbody> </table>	PSTNの接続料	IPネットワークの接続料	〔ドライカッパ〕 算定方法:実績原価方式	〔加入ダークファイバ〕 算定方法:将来原価方式 (H22)	<p>再意見5</p> <p>○ 接続料は、ご利用いただいた設備にかかった費用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが原則であり、従来どおり、ドライカッパ接続料は実績原価方式で算定することが適当であると考えます。</p> <p>なお、レガシー系サービスの接続料については、携帯電話やIPプロードバンドサービスへの移行等により、コスト削減を上回る需要の減少が続いており、算定期間を複数年化すれば、むしろ接続料の改定幅</p>	<p>考え方5</p> <p>○ 将来原価による接続料算定は、次年度以降のコスト及び需要を予測して算定する必要があり、接続料が上昇傾向にある機能に採用することは慎重な検討が必要である。また、接続料の設定は「原価に照らして公正妥当であること」という原則に鑑みると、ドライカッパ接続料について前々年度の実績需要・費用に基づき算定する実績原価方式を採用することは適切である。</p>																												
PSTNの接続料	IPネットワークの接続料																																	
〔ドライカッパ〕 算定方法:実績原価方式	〔加入ダークファイバ〕 算定方法:将来原価方式 (H22)																																	

<p>進 拠：なし</p> <p>[加入電話] 算定方法：長期増分費用方式 進 拠：長期増分費用モデル 研究会で検討</p>	<p>年度まで) 進 拠：H22年度見直し 〔ひかり電話〕 算定方法：将来原価方式 (H22年度以降、実績原価方式 へ移行)</p>	<p>が増加する恐れがあり、必ずしも、接続料が低廉化 するとは限らないものと考えます。 (NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見6 公衆電話機能についても、トラヒック等の減少に コスト削減が追いついていないため、公衆電話の在り方 についても早急に議論すべき。</p>		<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 【公衆電話】</p> <p>公衆電話機能についても、ドライカッパと同様に回線数 及びトラヒックの減少がコスト削減に追いついておらず、今後も接続料は大幅に上昇していくことが予想されます。</p> <p>公衆電話はユニバーサルサービスの対象であり、接続料の上昇は国民的負担の増加に直接つながります。そのため、NTTにPSTNをどうするのかを早急に示させた上で、公衆電話の在り方について早急に議論すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 公衆電話発信機能に係る接続料については、▲8.3%の費用削減を行っているものの、これを上回るトラヒックの減少(▲19.6%)が生じております。</p> <p>公衆電話サービスを取り巻く環境は、携帯電話の普及に伴いトラヒックが継続的に減少する等、厳しい状況になっていますが、当社としては、戸外における最低限の通信手段の確保に配意しつつ、低利用公衆電話の廃止を進める等、更なる費用削減に努めていく考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 公衆電話発信機能に係る接続料については、▲10.7%の費用削減を行っているものの、これを上回るトラヒックの減少(▲19.6%)が生じております。</p> <p>公衆電話サービスを取り巻く環境は、携帯電話の普及に伴いトラヒックが継続的に減少する等、厳しい状況になっていますが、当社としては、戸外における最低限の通信手段の確保に配意しつつ、低利用公衆電話の廃止を進める等、更なる費用削減に努めていく考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	<p>○ 効率化等によりコストは毎年度低廉化している傾向にあるものの、トラヒックの減少がコストの低廉化を上回っていることに加え、今回から調整額を加算することから、ドライカッパ接続料と同様、公衆電話発信機能等の公衆電話機能に係る接続料が上昇しているところである。</p> <p>なお、PSTNからの移行に関するご意見については、考え方1のとおり。</p>	

意見7 貸倒損失について適正なリスク管理が実施されたか否かを確認できるようにすべき。また、今回の貸倒要因の発生時期と接続料原価への算入のタイムラグについて議論を行うべき。	再意見7	考え方7
<p>○ ②貸倒損失の算入について 貸倒損失については、昨年度の接続料申請から算入されているところであり、昨年度の意見募集において、弊社共は「(NTT東西殿において)リスク管理が適切に行われたのかどうか確認できることが必要」と主張したのに対し、それに対する考え方として「具体的なリスク管理の状況については、関係事業者との守秘義務協定との関係上、公表することは適当ではないが、NTT東西においては未払金の回収のために必要な措置を講じることにより、未回収債権の圧縮を行っており、適切なリスク管理が実施されたものと考えられる」とされ、NTT東西殿に対し詳細な説明を求めていない状況にあります。 しかしながら、今回の申請において、この貸倒損失額はNTT東日本殿において約6億円、NTT西日本殿において約7億円、と昨年度に比べ極めて大幅に上昇しており、NTT東西殿の管理部門において真に適切な債権保全措置を行った結果であるのか疑念を抱かざるをえず、この金額の妥当性について確認できることが必要であると考えます。 また、昨年度においては貸倒額に大きな影響を与える接続事業者の破綻等の事例はなかったものと理解しており、今回算入されている貸倒額は昨年度以前の破綻等によるものが含まれているものと推察されます。仮に、昨年度以前の貸倒額等が算入されているということであれば、貸倒の要因となった事業者の破綻等の時期</p>	<p>○ 当社は、総務省殿の「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」及び接続約款等に基づき、これまで、貸倒損失を発生させないためのリスク管理を適切に行ってきているところであり、今後も引き続き適切な対応に努めてまいります。</p> <p>○ 当社は、回収努力を行ったにもかかわらずやむをえず発生してしまった未回収債権について接続料原価に算入しております。 貸倒額の接続料原価への算入については、他事業者様が破綻等した時点の未回収債権額から回収できた金額を控除した最終的な未回収債権額の確定後に実施しています。 (NTT東日本、NTT西日本)</p> <p>○ イー・アクセス殿、イー・モバイル殿及びフュージョン・コミュニケーションズ株式会社(以下、「フュージョン」という。)殿に賛同します。 本変更案において貸倒率は前年度に比べ大幅に上昇しておりますが、依然として接続事業者がこの金額の妥当性について確認できない状況です。従ってNTT東西殿は接続事業者に対し、適切なリスク管理が行われた結果であるのかについて詳細な説明を実施し、その妥当性について再度検証すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク</p>	<p>○ 貸倒損失の接続料原価への算入については、平成19年3月30日付情報通信審議会答申において、管理部門が適切なリスク管理を行うことを前提として、それにも係わらず管理部門において発生する貸倒損失については、一般的な事業リスクとして接続料原価の一部に算入することが適当とされたことを受け、平成18年度接続会計以降接続料原価の一部に算入されることとされている。また、透明性確保の観点から、貸倒損失については接続会計上独立した項目として整理されているところである。 具体的なリスク管理の状況については、関係事業者との守秘義務協定との関係上、公表することは適当ではないが、NTT東西においては、未収金の回収のために必要な措置を講じることにより未回収債権の圧縮を行っており、適切なリスク管理が実施されたものと考えられる。 貸倒額の接続料原価への算入のタイミングについては、NTT東西の再意見にあるとおり、接続事業者が破綻した時点の未回収債権額から回収できた金額を控除した最終的な未回収債権額の確定後に実施しており、妥当である。 他方、貸倒損失額の大幅な上昇により適切な債権保全措置に対する懸念が示されていることを踏まえ、今後とも貸倒損失の接続料への適切な算入を行うため、NTT東西は、「電気通信分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」</p>

と貸倒額としての費用計上(接続料原価への算入)のタイミングとのタイムラグについてどのような取り扱いを行うべきか改めて議論を行う必要があると考えます。  
 <平成 20 年度における貸倒率の上昇>

(単位:百万円)						
	東日本		西日本		変化率	変化率
	H21(現行)	H22(申請)	H21(現行)	H22(申請)		
①接続料貸倒額	1	603	603倍	4	705	176倍
②接続料	284,794	261,056	91.66%	283,351	263,774	93.09%
貸倒率(①/②)	0.00035%	0.23098%	659倍	0.00141%	0.26727%	189倍

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

### ○ 3. 貸倒率の拡大について

	今回の申請値	昨年の申請値
NTT 東日本殿	603 百万円 (0.23098%)	1 百万円 (0.00035%)
NTT 西日本殿	705 百万円 (0.26727%)	4 百万円 (0.00141%)

上表のとおり、平成 19 年 5 月から接続約款に「債権保全」が追加されましたが、貸倒率が増加しています。平成 20 年度のパブコメでは、貸倒リスク管理の適切性について NTT 東西殿は貸倒損失を「発生させないためのリスク管理を適切に行っております。」との回答がありました。この債権保全の運用について、真に「債権保全」を必要とする事業者からの預託金等が無いことになります。

貸倒損失の回避対応について、再度リスク管理が適切に行われているのか、検証すべきだと考えます。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

### モバイル)

#### ○ 上記のご意見に賛同します。

透明性確保の観点から、接続会計上は独立した項目として貸倒損失額を計上していますが、これだけでは貸倒損失額に至る経緯は不透明であり、NTT 東西殿の管理部門において貸倒損失額を必要最小限に留めるよう適正なリスク管理を行ったか、厳正な検証をすべきと考えます。

また、貸倒損失額を接続料として負担する接続事業者には、経緯となる詳細な情報を開示すべきと考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

(平成 18 年 12 月公表、平成 21 年 10 月改訂) 等に基づき、未回収債権発生の予防措置、未回収債権の圧縮・拡大の防止など、引き続き適切なリスク管理を実施することが適切である。

<p>○ 2.貸倒率の算定について</p> <p>■適切なリスク管理が行われた結果であるかの検証が必要</p> <p>本年度の認可申請案の貸倒率は、前年度より大幅に上昇していることから、NTT東西殿は、管理部門が適切なリスク管理を行っていた結果であるかどうか、接続事業者に対して、その適切性について検証が可能となるよう十分に説明を行うべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>		
<p>意見8 平成20年度の費用に乘じる貸倒率が平成20年度の貸倒率となっているため、調整額分については二重に平成20年度の貸倒率が加味されることとなっており、見直しを行るべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ ■接続料原価への算入方法の考え方の確認</p> <p>NTT東西殿の網使用料算定根拠において、例えばドライカッパであれば、“平成 20 年度の費用”に貸倒率を乗じた金額から“平成 20 年度の接続料収入”との差額を“調整額”として、次に“平成 20 年度の費用”との合計から“1回線あたりのコスト”を算出して、最終的に更に貸倒率を乗じた数値を接続料としています。</p> <p>この結果、同じ貸倒率が 2 重に考慮されることになっており、特に前者の貸倒率の考慮は“平成 20 年度の費用”を底上げするものになっているため、この算入方法は不適切と考えますので、見直しを行るべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 「平成 20 年度の費用」に貸倒率を乗じる理由は、「平成 20 年度の接続料収入」が当該接続料設定時に見込んだ平成 18 年度の貸倒見合いのコストを含んでいることから、調整額を適切に算定するには、「平成 20 年度の費用」にも貸倒見合いのコストを含める必要があるためであり、「平成 20 年度の費用」を底上げしているものではありません。</p> <p>また、「1 回線あたりのコスト」に貸倒率を乗じる理由は、当該接続料自体について平成 22 年度に貸倒れが発生するリスクがあることから、これに貸倒見合いのコストを見込むことが必要になるためです。</p> <p>このようにそれぞれにおいて貸倒率を乗じる理由は異なるものであり、適切な算定となっております。(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 平成20年度に回収すべき費用は、平成20年度の貸倒率を乗じたものが最終的な費用であるため、平成20年度の貸倒率を乗じて同年度の調整額を算定することは妥当である。</p> <p>また、当該平成20年度の調整額は、平成22年度に回収すべき接続料原価の一部であることから、当該原価から算定された平成22年度接続料に、現時点での貸倒リスクである平成20年度の貸倒率を乗じることも妥当である。</p> <p>なお、平成20年度の貸倒率加算分については、平成22年度の貸倒率が明らかとなった時点で、差額分を計算し、調整額として平成24年度接続料の原価に算入されることとなる。</p>
<p>意見9 コロケーション費用については、その適正性が検証できないため調整額・貸倒率等の算定根拠を開示すべき。また、貸倒率の算入対象とすることの適正性につ</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>

いて検証をすべき。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ■コロケーション費用の算定について           <p>平成 22 年度より、コロケーション費用におきましても調整額が算入されることとなっていますが(例えば、電気料金であれば、従来一律同じ単価であったものが、設備設置年度で単価が異なるケースが発生)、コロケーション費用は接続料金と異なり、接続約款化されておらずオープンな検証スキームが確保されていないため、算定根拠の開示がなく、その調整額及び貸倒率の妥当性を検証する手段がありません。</p> <p>コロケーション費用も接続料金と同様に、適正性の検証は重要と考えますので、NTT東西殿においては、接続事業者の要望に応じることを責務とし、調整額、貸倒率等の算定根拠となる内訳を開示するよう強く要望します。</p> </li> <li>○ ■貸倒率の算定方法と原価への算入対象の考え方の検証           <p>リスク管理の検証に加えて、貸倒率の算定根拠である貸倒額(下表①)と接続料収入(下表②)のそれぞれの内訳となる対象費用項目と貸倒率の加算対象となる(接続事業者が負担する)費用との整合性が取れているかどうかの検証が必要と考えます。</p> <p>具体的には、GC局舎におけるコロケーション費用(スペース、設備使用、電気料)などですが、仮に貸倒率の算定フローで考慮されていないのであれば、貸倒率の算入対象から除くべきと考えます。</p> <p>◇NTT東「網使用料算定根拠から抜粋」</p> <p>X V・料金設定に使用した貸倒率</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電力設備等のコロケーション費用の算定については、調整額及び貸倒率の算入方法等を含め、具体的な算定方法について接続約款に明確に規定させていただいております。また、毎年認可申請に合わせて、ビル毎の単金表を各事業者様に送付しており、調整額の算定に用いられる前々事業年度に適用した単金も既に各事業者様のお手元にあることから、コロケーション費用の適正性の検証に係る必要な情報は提供されているものと考えます。 (NTT 東日本)</li> <li>○ 電力設備等のコロケーション費用の算定については、調整額及び貸倒率の算入方法等を含め、具体的な算定方法について接続約款に明確に規定させていただいております。また、調整額の算定に用いられる前々事業年度に適用した単金も既にお示ししており、コロケーション費用の適正性の検証に係る必要な情報は提供されているものと考えます。 (NTT 西日本)</li> <li>○ イー・アクセス殿、イー・モバイル殿及びフュージョン殿の意見に賛同します。 上記意見にもあるように、接続事業者が負担することとなる接続料金の妥当性を検証するに当たっては NTT 東西殿の情報開示が不可欠ですが、検証を行うための情報が十分に開示されていないのが現状です。NTT 東西殿においてはこれらの接続事業者の要望を踏まえ、接続料金の妥当性や適正性が検証できるよう、より詳細な情報開示を実施すべきです。</li> </ul>	
		1 8

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">(単位：百万円)</th> </tr> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">H20</th><th style="text-align: center;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①接続料の貸倒額</td><td style="text-align: center;">603</td><td>参考 1. 設備区分別の費用明細表より</td></tr> <tr> <td>②接続料</td><td style="text-align: center;">261,056</td><td>H20 年度実績 (接続会計報告書 様式第 1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)</td></tr> <tr> <td>貸倒率</td><td style="text-align: center;">0.23098%</td><td><math>① \div ②</math></td></tr> </tbody> </table>	(単位：百万円)				H20	備考	①接続料の貸倒額	603	参考 1. 設備区分別の費用明細表より	②接続料	261,056	H20 年度実績 (接続会計報告書 様式第 1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)	貸倒率	0.23098%	$① \div ②$	<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コロケーション費用等についても、網使用料や網改造料といった接続料金と同様、他事業者様が経営破綻等した場合に貸倒損失が発生する可能性があるため、網使用料等の貸倒率を準用することは、適当であると考えます。</li> </ul> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>		
(単位：百万円)																		
	H20	備考																
①接続料の貸倒額	603	参考 1. 設備区分別の費用明細表より																
②接続料	261,056	H20 年度実績 (接続会計報告書 様式第 1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)																
貸倒率	0.23098%	$① \div ②$																
<p>◇NTT西「網使用料算定根拠から抜粋」</p> <p>X V・料金設定に使用した貸倒率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">(単位：百万円)</th> </tr> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">H20</th><th style="text-align: center;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①接続料の貸倒額</td><td style="text-align: center;">705</td><td>参考 1. 設備区分別の費用明細表より</td></tr> <tr> <td>②接続料</td><td style="text-align: center;">263,774</td><td>H20 年度実績 (接続会計報告書 様式第 1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)</td></tr> <tr> <td>貸倒率</td><td style="text-align: center;">0.26727%</td><td><math>① \div ②</math></td></tr> </tbody> </table> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	(単位：百万円)				H20	備考	①接続料の貸倒額	705	参考 1. 設備区分別の費用明細表より	②接続料	263,774	H20 年度実績 (接続会計報告書 様式第 1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)	貸倒率	0.26727%	$① \div ②$	<p>意見10 今回の調整額は、依然として多くの需要があるサービスが対象となっており影響が軽微とは言えない。また、本制度は、NTT東西にコスト削減インセンティブが働かないため、算入方法の見直しを行うべき。</p>	<p>再意見10</p>	<p>考え方10</p>
(単位：百万円)																		
	H20	備考																
①接続料の貸倒額	705	参考 1. 設備区分別の費用明細表より																
②接続料	263,774	H20 年度実績 (接続会計報告書 様式第 1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)																
貸倒率	0.26727%	$① \div ②$																
<p>○ (2)調整制度について</p> <p>調整制度の導入が適当とされた同答申において、導入を適当とする理由の一つとして「需要が急激に減少し接続料が大きく上昇するような場合については、…基本的に需要の絶対量が少なく接続料額全体に与える影響は軽微であると考えられる」との考え方があげられていますが、実際の市場においては今回申請がなされている接続料が適用となるサービスにおいて依然として多くの需要が存在しており、この考え方は当てはまらず、接続料水準の大幅な上昇に繋がる規模の調整額を算入することが適当ではない状況にあります。例えば、ドラ</p>	<p>○ 接続料は、ご利用いただいた設備にかかった費用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが原則であり、平成 20 年度の費用と収入の差分である調整額については、その全額を平成 22 年度の接続料原価に加算することが、平成 19 年度の接続ルールの見直しにおいて決められたルールであると認識しています。</p> <p>また、調整額については、当社の利用部門も利用見合いで他事業者様と同等の負担をすることでその大半を負担することになり、コスト削減へのインセンティブは十分働いています。</p>	<p>○ 実績原価方式により算定される接続料の算定方法については、精算事務の負担軽減を図るとともに接続料の予見性を確保するため、平成 19 年 7 月の接続料規則改正により、事後精算(タイムラグ精算)制度が廃止されるとともに、直近の実績に基づき接続料を算定した上で適用年度実績とのかい離分について「調整額」として次期接続料の原価に算入されるよう所要の措置が講じられたところである。</p> <p>また、2007年3月30日付け情報通信審議会答申において、「需要が急激に減少し接続料が大きく上昇するような場合」の例としては、整理品目が想定され</p>																

<p>イカッパ、DSLに係る需要(接続事業者利用分)は依然として約1500万と多く、接続料額全体に与える影響は断じて軽微とは言えない状況です。</p> <p>また、今回調整額を算入した結果、大幅な値上げという内容で接続料の申請がなされていることから、本方式においてはNTT東西殿におけるコスト削減インセンティブが働くかという課題が浮き彫りになったものと考えます。すなわち、調整額の全額算入を認めることによりNTT東西殿は実際に会計上された費用の全額を回収できることが保証されている状況にあり、この状況においてはコスト削減インセンティブが働くことは明白です。この点については、NTT東西殿全体で見た場合、管理部門と利用部門の内部取引は相殺されるという観点からも容易に想定されるところです。従って、調整額の算入方法については、NTT東西殿においてコスト削減インセンティブが働く算入方式に早急に見直しを行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>ていることから、ドライカッパやDSLを当てはめて議論することは必ずしも妥当とは言えない。 なお、PSTNからIP網への移行に関するご意見については、考え方1のとおり。</p>
<p>意見11 今回の調整額については、接続料規則の規定を適用し、複数年で調整すべき。</p>	<p>再意見11</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ 2. 接続料規則の緩和措置について 接続料自体の上昇傾向について根本的な解決を図る必要があるのは意見1で述べたとおりですが、万が一、急激な接続料の上昇を認可する場合の措置として意見を述べさせて頂きます。 接続料規則第8条第2項第2号において「接続料の急激な変動を緩和する必要があるときは接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。」とされています。</p>	<p>○ レガシー系サービスの接続料については、公正な競争環境を維持する観点で、早急に算定方法の抜本的な見直しを行う必要があるため、本来であれば、今回申請された平成22年度の接続料も含めて再検討することが適当です。 ただし、抜本的な接続料算定方法の見直しについては、NTT東西がネットワークの将来計画を明らかにしたうえで、新旧のネットワーク全体のコストを踏まえて行う必要があります。</p>	<p>○ 接続料規則第8条第2項第2号の規定は、調整額を複数年で調整するための規定であるが、翌年度以降の需要減等も見込んだ上で複数年の将来原価方式で算定する必要があり、初年度の接続料は単年度で算定した場合に比べて上昇する可能性もあるため、慎重な検討が必要である。</p>

<p>今回申請された接続料においては調整額の加算もあり、過年度と比較すると大幅な上昇となっており、「接続料の急激な変動」が生じている状況と考えます。</p> <p>以上のことから、接続料の急激な変動を緩和するため、算定期間を複数年とする措置を実施する必要があると考えます。</p> <p>(北海道総合通信網)</p>	<p>そのため、平成22年度の接続料水準については、左記意見で指摘された算定期間を複数年とする算定方法を用いるなどして抑制を図ることも検討すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 接続料は、ご利用いただいた設備にかかった費用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが原則であり、従来どおり、ドライカッパ接続料は実績原価方式で算定することが適当であると考えます。</li> </ul> <p>なお、レガシー系サービスの接続料については、携帯電話やIPブロードバンドサービスへの移行等により、コスト削減を上回る需要の減少が続いており、算定期間を複数年化すれば、むしろ接続料の改定幅が増加する恐れがあり、必ずしも、接続料が低廉化するとは限らないものと考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見12 手続費は網使用料と異なりコストの詳細が開示されていない。加えて、優先接続受付手続費については、変動幅が激しいため固定費・変動費別的情報開示を行うべき。</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2. 優先接続受付手続費のコスト開示について 網使用料については、接続会計規則ならびに接続料規則に基づき配賦コスト・接続料算定経緯の情報が詳細に渡って公開されていますが、一方の手続費にはその様な詳細情報に開示がありません。 以下の手続費と比してコスト内訳が非常に不透明な状態にあります。</li> <li>○ 優先接続受付手続費・設備管理運営費のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優先接続の受付に係るコストについては、既にこれまでマイライン受付システムの更改や東西マイライセンタ統合等、大幅なコスト変動が予測される施策を実施した際は、事前にマイライン事業者協議会を通じてコストを提示した上で、関係事業者様との合意を得て実施しております。 なお、マイラインの登録受付区分数等については、昨年度の接続料認可に係る審議会答申を踏まえ、四</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優先接続受付手続費については、設備管理運営費から、ユーザのマイライン登録料相当を差し引いた額が事業者間精算対象額となるため、当該登録受付件数等が接続料の水準にも影響を与えるところである。 このため、他事業者の予見性を高める観点から、NTT東西において今年度より登録受付区分数等の実績を開示しているところであり、必要な情報は開示</li> </ul>

<p>○他の手続費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金回収手続費(公衆電話発信以外の場合) 設備管理運営費の内訳に「通信ごとのデータ蓄積・料金計算に係る費用」「請求金額確定に係る費用」「請求書表示に係る費用」「請求書編集業務に係る費用」「回収業務に係る費用」等々。</li> <li>・電話帳掲載手続費の設備管理運営費内訳においても「更新結果チェック」「伝票入力」「電話帳システム使用料」等々。</li> </ul> <p>加えて下表の通り、同手続費は最も変動幅が激しい料金であるといった特徴から接続事業者にとって予見は非常に困難な側面もありますので、需要に関する情報公開のみならず、需要に応じた適正コストに基づいて算定されているかの検証ならびに適用料金の予見性を高めるべく、固定費・変動費別の情報開示を要望いたします。</p> <p>○優先接続受付手続費の推移</p> <table border="1" data-bbox="181 859 777 970"> <thead> <tr> <th>適用年度</th><th>平成 19 年度</th><th>平成 20 年度</th><th>平成 21 年度</th><th>平成 22 年度 (案)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用料金</td><td>38 円</td><td>0.15 円</td><td>56 円</td><td>47 円</td></tr> <tr> <td>前年比</td><td>—</td><td>▲99.6%</td><td>36654%</td><td>▲16.1%</td></tr> </tbody> </table> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p>	適用年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (案)	適用料金	38 円	0.15 円	56 円	47 円	前年比	—	▲99.6%	36654%	▲16.1%	<p>半期ごとにその実績を開示しており、手続費水準の予見性確保に努めているところです。 (NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>されているものと認められるが、総務省においては、今後の優先接続受付手続費の水準を注視しつつ、必要に応じ当該手続費算定の在り方について検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、一部の手続費については、料金メニューが複数存在する場合などはその分計に必要な階梯別コストを記載しているところであるが、優先接続受付手続費は単一の費用でありそのような事情はない。</p>
適用年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (案)													
適用料金	38 円	0.15 円	56 円	47 円													
前年比	—	▲99.6%	36654%	▲16.1%													
<p>意見13 業務効率化によるコスト削減の観点からは、作業単金の低廉化のみではなく、作業工数の削減も行うべき。</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>															
<p>○ 3.工事費・手続費及びコロケーション料金等</p> <p>■自前工事調整等作業費の工数について</p> <p>平成 22 年度の接続料案において、作業単金は下がっているものの、POI調査費用、自前工事調整等作業費、立会い費(平日昼間)は賃貸率を含めた結果、軒並み値上がりとなっております。あくまでも作業単金の低廉化</p>	<p>○ 工事費・手続費の作業時間については、実績を踏まえた適切な作業時間を設定しており、システム化等による作業環境の変化があった場合は、その作業時間を見直すこととしております。</p> <p>なお、ご指摘の手續費については、作業環境に変化がないため、作業時間の見直しは実施しておりま</p>	<p>○ NTT東西においては、情報通信審議会答申(平成18年2月28日)を踏まえ、新サービスに係る手續費等やシステム化の影響を受ける手續費等の作業時間について適時再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが必要である。</p>															

は労務費、退職給与費等の金額面の減少であり、業務効率化によるコスト削減効果とは言いがたく、NTT東西殿において、常に業務効率化を推進しているのであれば、工数の削減も自発的に行うべきであると考えます。平成18年度以降、手続き全般の工数は変更がないため、システム更改等がなくても、業務効率化の観点から、積極的に工数の見直しを図るべきと考えます。

<作業単価の比較>

	H21年度	H22年度	差額	増減率
NTT東	¥6,213	¥6,207	-6	-0.1%
NTT西	¥6,179	¥6,169	-10	-0.2%

<工数の推移>

		NTT 東		NTT 西	
		H17年度	H18～22年度	H17年度	H18～22年度
POI調査費用	ラック増設	1,503	1,418	1,640	1,578
	ダークファイバ	0.125	0.135	0.150	0.153
線路設備調査費		0.358	0.345	0.410	0.317
設計費用	ラック設置の場合	8,092	7,788	8,215	8,003
	電力コック等の設備2種類以上	5,572	5,500	5,587	5,560
	電力コック等の設備1種類	4,027	3,688	3,208	3,335
施工結果確認費用	ラック設置の場合	1,450	1,430	1,495	1,403
	電力コック等の設備2種類以上	1,373	1,315	1,432	1,357
	電力コック等の設備1種類	1,125	1,095	1,178	1,070
立会費用	機器搬入	1,855	1,763	1,693	1,592

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見14 コロケーション解約時に6ヶ月分の費用負担が必要とされている点については、その根拠が明確でなく、見直しを行るべき。

○ ■POI設置キャンセル違約金の転用期間について  
平成19年9月に、「コロケーションの見直し等に係る接続ルールの整備について」のPOI設置キャンセル違約金の設定において、NTT東西殿とともに「コロケーションリソース(スペース・受電設備以外)の転用期間は6.4ヶ月を要する」として認可されました。この転用期間に

せん。  
(NTT東日本、NTT西日本)

○ イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。

作業の業務効率化や作業者が熟練していくことにより一般的に工数は低減していくものと考えられます  
が、今回の接続料金における工事費・手続費においてはその効果が反映されておりません。NTT東西殿においては自主的に工数削減に取り組むとともに、これを接続料金に反映させるべきです。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

再意見14

考え方14

○ 当社接続約款に規定している自前工事申込みのキャンセル違約金の根拠である「転用に要する平均的な期間」の6.4ヶ月につきましては、実際の自前工事に係る実績データに基づき算定し認可を受けたものであり、適正であると考えます。  
なお、コロケーション・スペース利用契約に「解約6ヶ

○ コロケーションリソースの転用期間については、平均で6.4ヶ月かかるとしているが、これは、リソースに空きがでた状態から使用開始に至るまでの平均的な期間を実績データに基づき算定したものである。  
○ 解約時の事前通知期間については、転用に要する期間(6.4ヶ月)を踏まえて設定しているとのことであ

<p>についてはNTT東西殿の説明によればコロケーション解約事前通知6ヶ月の根拠ともなっており準用されております。</p> <p>ただし、コロケーション解約時にはスペース、受発電設備も含めたコロケーションリソースの6ヶ月分の費用負担が必要とされており、POI設置キャンセル違約金の設定におけるコロケーションリソース毎の転用期間と整合性の取れた適切な根拠とはなっておりません。</p> <p>また、認可時において、算定根拠となる実績データの開示はなく、NTT東西ともに同期間であることも不明瞭なため、コロケーション解約事前通知6ヶ月の根拠を明確にする必要があり、NTT東西殿別及びコロケーションリソース毎の実績を調査し、再度転用期間を見直し効率化を図るべきと考えます。</p> <p>なお、透明性を担保するためにも、算定根拠は開示すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>月前に事前に通知をいただく旨の規定を設けておりますが、これはコロケーションリソースを有効に活用する観点から、「転用に要する平均的な期間(6.4ヶ月)」を踏まえて設定しているものであり、妥当であると考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>るが、当該通知を行った場合であっても撤去の工事等が完了するまでは当該コロケーションリソースの転用を行うことが困難であるため、著しく妥当性を欠くものとは考えられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ただし、NTT東西においては、コロケーションリソースの有効活用の観点から、接続事業者から設備撤去計画の策定等について協力を求められた場合には、積極的に協議に応じることが適当である。</li> </ul>
<p>意見15 NTT東日本が平成22年度第一四半期に予定しているDSL・ダークファイバ受付システム等の更改に係る費用についてその内訳等を開示するとともに、運用の開始にあたっては接続事業者側の対応にも配慮すべき。</p>	<p>再意見15</p>	<p>考え方15</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4.NTT東におけるDSL／DF開通申込受付システム更改について <ul style="list-style-type: none"> <li>■システム更改費用の開示           <p>平成22年度第一四半期に、NTT東西殿において大幅なシステム更改が実施される予定ですが、対象システムは、「DSL開通申込受付システム」、「光ファイバ開通申込受付システム」、「一般番号ポータビリティ申込受付システム」と多岐に渡っております。また、その開発にか</p> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「DSL開通申込受付システム」、「光ファイバ開通申込受付システム」、「一般番号ポータビリティ申込受付システム」につきましては、ハードウェアの保守期限満了を迎えることから、故障発生等により、他事業者様にご迷惑をお掛けすることのないよう、平成22年度第1四半期にシステム更改を予定しております。           <p>更改にあたっては、対象の3システムのハードウェアを共有化するとともに、NTT西日本にて運用中の</p> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ NTT東日本におけるDSL/光ファイバ開通申込受付システム及び一般番号ポータビリティ申込受付システムの更改については、平成22年度から運用開始が予定されており、このうちDSL/光ファイバ開通申込受付システムに係るコストについては、平成24年度に適用される接続料の原価に算入されることになる。           <p>したがって、NTT東日本においては、①コストの予</p> </li> </ul>

かる費用は概算額約 29 億円となり、接続料の「回線管理運営費」、「ルーティング番号登録工事等受付手続費」へ算入されることになるため、該当接続料の上昇が懸念されます。したがって、接続事業者の予見性確保のためにも開発費用概算額 29 億円の算定根拠及び内訳を情報開示すべきと考えます。

#### ■新旧システムの並行運用期間の設定

なお、このシステム更改は運用フローの見直しも伴うため、接続事業者側にて連携している社内システムの大幅改修も同時に必要となることから、運用開始時期及びシステム改修費用等を含め、来年度の事業計画に多大な影響を与えます。

しかしながら、操作説明会及び運用開始時期は未だ確定しておらず、更には各社が新システムへ移行する間の旧システム利用期間(以下、並行運用期間という)の設定もなく、NTT東殿が設定する運用開始と同時に新システムでのみ全ての新オーダーを受付けるという一方的な説明を受けており、接続事業者側の対応は配慮していただけない状況となっております。

並行運用期間の設定は、各社が新システムへの移行をスムーズに行うえでも必須条件と考えますので、NTT東殿が要望される運用開始から並行運用期間 6 ヶ月以上の設定を強く要望します。

このように、現段階では接続事業者にとってデメリットが大きいため、この大幅なシステム更改によって、接続事業者がメリットを享受できるよう、NTT東殿においては、現行運用以上の業務効率化を推進していただくことを重ねて要望します。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

ソフトウェアをベースに更改することで、開発・運用コストを可能な限り削減した、最も低廉な更改方法としております。

また、従来より他事業者様からシステムの機能や操作性をNTT東西で合わせてほしいとのご要望を頂いておりましたが、今回の更改で、そのご要望を実現いたしますので、他事業者様におかれましても業務の効率化が図られ、メリットが大きいものと考えております。

なお、開発費用については、現在、概算額のみをお伝えしておりますが、金額が確定次第、別途お知らせする予定です。

さらに、当社は、システム更改にあたって、他事業者様の円滑なシステム移行が図れるよう、取り組んでまいりました。①昨年9月に当社のシステム更改時期と概要を周知、②昨年11月にシステム仕様書を提示、③本年1月に操作説明会の開催を周知し、近々に開催する予定です。

新システムへの移行時期につきましては、移行による機能や操作性の向上など、他事業者様のメリットも大きいことから、出来るだけ早期に移行したいと考えておりますが、他事業者様の準備のご都合もありますので、平成 22 年度第1四半期の移行を目指し、他事業者様とご相談の上、決定していきたいと考えております。

なお、ご要望の新旧システムの並行運用期間を設けることにつきましては、数億円規模の追加コストが発生し、他事業者様のご負担が増加するため、現時点では考えておりませんが、具体的なご要望があれば、ご相談に応じたいと考えております。

見性及び適正性検証の観点から、予め必要な情報開示を行うこと、②接続事業者においてもシステム改修等が必要となることから、新システムへの移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うことが必要である。

また、NTT西日本においても、今後NTT東日本と同種のシステム改修を行う場合には、上記と同様の措置を講じることが必要である。

	<p>(NTT 東日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見に賛同します。 上記開発費用について本変更案には含まれていないものの、将来的に接続料へ算入され接続事業者が負担することから、開発費用概算額 29 億円の妥当性について検証できるよう詳細な内訳を情報開示すべきと考えます。 また、このような大幅な改修を実施するにも係らず、その費用負担をすることとなる接続事業者に対して事前に改修内容の説明がないのは問題があります。システム改修するに当たっては事前に接続事業者と十分に調整し、接続事業者の要望も考慮すべきです。 併せて、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が主張されているとおり接続事業者側でも連携するシステムの改修が必要になると考えられることから、新旧システムの併用期間を設ける等、リリースの時期についても接続事業者側の対応時期に配慮すべきです。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</li> <li>○ 左記意見に賛同します。今回 NTT 東日本が計画している申込受付システムの更改は接続事業者の事業運営に大きな影響を及ぼすため、接続事業者の予見性を確保し、公正な競争環境を維持するため、開発費用の詳細開示及び新システム運用開始時の旧システムとの並行運用期間の設定を行うことが必要</li> </ul>	
--	---	--

	<p>と考えます。 (KDDI)</p> <p>○ NTT東におけるDSL／DF開通申込受付システム 更改について 当社意見書において、システム更改にかかる開発 費用の概算額約29億円の算定根拠及び内訳の情報 開示を要望しておりますが、開発費用が高額である ため、情報開示だけではなく適正かつ効率的な開発 費用であるかの検証(NTT東殿からは、NTT西殿の ソフトウェアをベースとした更改、及び対象システム のハードウェアを共有するなどコスト低廉化の取組 みを行っていると説明をうけているが、その効果検証 を含む。)が必要と考えます。 また、本開発費用が、平成24年度以降の接続料 に与える影響についても、接続事業者にとっては事 業に与える影響の把握が必要なため、速やかな説明 を要望します。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
意見16 電話帳掲載手続費について、NTT東西の広告掲 載分を考慮した算定方法とすべき。	再意見16	考え方16
<p>○ 2. 手続費について (1)電話帳掲載手續費 電話帳掲載手續費において、50音別電話帳(以下、「ハローページ」といいます。)に掲載する料金と職業別電話帳(以下、「タウンページ」といいます。)に掲載する料金ではタウンページの方が高くなっていますが、その要因として下表のとおり「印刷・製本委託費」に係る費用の差があげられます。その差について以前NTT東日本殿に確認させていただいたところ、理由の一つとして「広</p>	<p>○ タウンページの印刷・製本委託額については、広告部分を除外して算定しております。タウンページは多色刷りであること、また発行部数がハローページよりも多いことから、結果的に、1掲載あたりの印刷・製本委託額はハローページよりも高くなっています。(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 電話帳掲載手續費の算定にあたっては、NTT東西からの再意見にあるとおり、広告掲載に係る費用は除外した上で算定していることから、本手續費の算定方法は適当であると考えられる。</p>

<p>告を掲載する都合上、1頁あたりの掲載件数が少なく1部あたりの頁数が多いため、ハローページと比して用紙の使用量が多いため」との説明がありました。</p> <p>しかし広告を掲載することにより頁数が増えるのは接続事業者の要因によるものではないことから、広告掲載による頁数増加による増分コストについては接続事業者の負担額から控除すべきと考えます。</p> <table border="1" data-bbox="179 452 763 762"> <thead> <tr> <th colspan="4">(単位:円/掲載)</th> </tr> <tr> <th></th><th></th><th>NTT東日本</th><th>NTT西日本</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">②更新結果チェック</td><td>タウンページ</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>ハローページ</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td rowspan="2">③伝票入力</td><td>タウンページ</td><td>14</td><td>18</td></tr> <tr> <td>ハローページ</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td rowspan="2">④印刷・製本委託額</td><td>タウンページ</td><td>174</td><td>173</td></tr> <tr> <td>ハローページ</td><td>81</td><td>73</td></tr> <tr> <td rowspan="2">⑤電話帳システム使用料</td><td>タウンページ</td><td>22</td><td>22</td></tr> <tr> <td>ハローページ</td><td>22</td><td>22</td></tr> </tbody> </table> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	(単位:円/掲載)						NTT東日本	NTT西日本	②更新結果チェック	タウンページ	1	1	ハローページ	1	1	③伝票入力	タウンページ	14	18	ハローページ	0	0	④印刷・製本委託額	タウンページ	174	173	ハローページ	81	73	⑤電話帳システム使用料	タウンページ	22	22	ハローページ	22	22		
(単位:円/掲載)																																						
		NTT東日本	NTT西日本																																			
②更新結果チェック	タウンページ	1	1																																			
	ハローページ	1	1																																			
③伝票入力	タウンページ	14	18																																			
	ハローページ	0	0																																			
④印刷・製本委託額	タウンページ	174	173																																			
	ハローページ	81	73																																			
⑤電話帳システム使用料	タウンページ	22	22																																			
	ハローページ	22	22																																			
<p>意見17 料金回収手続費については、コスト削減インセンティブが働きにくいため、追加的に発生する増分費用に基づく算定方法等に見直しを行うべき。</p>	<p>再意見17</p>	<p>考え方17</p>																																				
<p>○ (2)料金回収手續費</p> <p>本変更案において、料金回収手續費は低廉化の方向で見直されていますが、料金回収に係る全体費用と全体需要から算出する現在の算定方式では、NTT東西殿におけるコスト削減のインセンティブが働きにくく、今後の更なる低廉化にも限界があるものと考えられます。今後は、NTT東西殿が接続事業者の料金を回収することにより、追加的に発生する増分費用に基づく算定方法※へ見直しを行うなど、料率の上昇を抑制し、NTT東西殿に一層のコスト削減インセンティブが働くような施策等</p>	<p>○ 当社が他事業者様の料金を請求・回収するためには、自らの料金を請求・回収する場合と同様に、通話毎のデータ蓄積・料金計算、請求金額の確定、請求・収納・回収といった業務が必要となります。</p> <p>そのため、情報通信審議会答申(※)の中にあるように、これらに係るコストについて、当社請求書により料金請求等を行う事業者様(当社含む)の通信回数や請求内訳項目数等に応じて按分して計算することは合理的な方法と考えます。</p> <p>※参考:情報通信審議会答申(平成20年3月27日)</p>	<p>○ 料金回収手續費に関しては、平成20年3月27日付情報通信審議会答申にあるとおり、NTT東西の利用部門と接続事業者との競争中立性を確保する観点から、増分費用に基づく算定方法を採用するのではなく、全費用をNTT東西の利用部門と接続事業者が応分に負担することが適当である。</p> <p>○ なお、回収不能相当額については、利用者への請求金額に応じてNTT利用部門も負担しているところであるが、料金回収手續費の接続料原価に算入されていることから、NTT東西においては、引き続き回収</p>																																				

<p>の検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、NTT 東日本殿における料金回収手続費原価の一つである回収不能相当額については、前年度に比較して、調整額加算前では 2 倍以上、調整額加算後では 3 倍近い水準に急上昇しています。NTT 西日本殿における回収不能相当額が前年度と比較して一定の改善が見られているのに対して、NTT 東日本殿の回収不能相当額がなぜ急激に増加しているのか、NTT 東日本殿においては、その要因及び対策など詳細を説明して頂く必要があると考えます。</p> <p>※ 増分費用に基づく算定方法については、下記意見書を参照願います。 <a href="http://www.soumu.go.jp/menu-news/s-news/2004/pdf/040524_3_s5.pdf">http://www.soumu.go.jp/menu-news/s-news/2004/pdf/040524_3_s5.pdf</a></p> <p>NTT 東日本殿 料金回収手続費 原価「回収不能相当額」</p> <table border="1" data-bbox="168 738 752 897"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">平成 19 年度実績</th><th colspan="3">平成 20 年度実績</th></tr> <tr> <th>調整額加算前</th><th>調整額</th><th>調整額加算後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収不能相当額</td><td>1,051 百万円</td><td>2,383 百万円</td><td>469 百万円</td><td>2,852 百万円</td></tr> <tr> <td>平成 19 年度比</td><td>—</td><td>約 2.2 倍</td><td>—</td><td>約 2.7 倍</td></tr> </tbody> </table> <p>※各年度における「その他費用の算定根拠」(NTT 東日本)を基づき作成</p> <p>NTT 西日本殿 料金回収手続費 原価「回収不能相当額」</p> <table border="1" data-bbox="168 976 752 1135"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">平成 19 年度実績</th><th colspan="3">平成 20 年度実績</th></tr> <tr> <th>調整額加算前</th><th>調整額</th><th>調整額加算後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収不能相当額</td><td>1,510 百万円</td><td>798 百万円</td><td>▲534 百万円</td><td>264 百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※各年度における「その他費用の算定根拠」(NTT 西日本)を基づき作成 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>意見18 NTT 東西の作業単金の適正性について、接続事業者が検証可能な数値を公表すべき。また、NTT グループ内部での資金留保が可能でありコスト削減インセンティブが有効に機能しない可能性が高い。</p>		平成 19 年度実績	平成 20 年度実績			調整額加算前	調整額	調整額加算後	回収不能相当額	1,051 百万円	2,383 百万円	469 百万円	2,852 百万円	平成 19 年度比	—	約 2.2 倍	—	約 2.7 倍		平成 19 年度実績	平成 20 年度実績			調整額加算前	調整額	調整額加算後	回収不能相当額	1,510 百万円	798 百万円	▲534 百万円	264 百万円	<p>NTT 東西の第一種指定電気通信設備利用部門(以下「利用部門」という。)と接続事業者との競争中立性を確保する観点から、意見にあるような NTT 東西が接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づく算定方法を採用することは合理的とは言えず、全費用を NTT 東西の利用部門と接続事業者が応分に負担する方法に合理性が認められる。</p> <p>(NTT 東日本、NTT 西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当社は、自らの料金や他事業者様の料金に係る債権の回収に努めているところですが、昨今の経済情勢の低迷等の影響もあり、結果として、平成 20 年度の回収不能相当額は前年度実績を上回ったところです。</li> </ul> <p>当社としては、今後とも未回収債権の発生防止に努力していく所存です。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	<p>不能額の低減に努めることが適当である。</p>
			平成 19 年度実績	平成 20 年度実績																													
	調整額加算前	調整額		調整額加算後																													
回収不能相当額	1,051 百万円	2,383 百万円	469 百万円	2,852 百万円																													
平成 19 年度比	—	約 2.2 倍	—	約 2.7 倍																													
	平成 19 年度実績	平成 20 年度実績																															
		調整額加算前	調整額	調整額加算後																													
回収不能相当額	1,510 百万円	798 百万円	▲534 百万円	264 百万円																													

<p>○ (3)NTT 東西殿作業単金について</p> <p>①作業単金の妥当性について</p> <p>作業単金は本変更案では NTT 東日本殿において現行の 6,213 円/時間から 6,207 円/時間へ、NTT 西日本殿において現行の 6,179 円/時間から 6,169 円/時間と微減するにとどまっていますが、弊社共が競争セーフガード制度に係る意見募集等において意見を述べているとおり、一般的な通信工事技術者の作業単金である 3,525 円/時間と比較しても依然として高い水準となっています。</p> <p>本件については、NTT 東西殿から競争セーフガードにおける再意見において、「当社の作業単金は労務費のほかに物件費、管理共通費、退職給与費等を含んでおり、現場管理費及び一般管理費の諸経費(法定福利費、福利厚生費、退職金等)を含まない『建設物価』上の通信工事技術者賃金と比較することは不適切」としていますが、仮に比較することができるのであれば、NTT 東西殿は接続事業者が客観的に検証できるよう比較可能な数値を公表すべきです。</p> <p>また、NTT 東西殿は「当社の作業単金は…業務実態と効率化効果を反映した適切な料金」としていますが、NTT 東西殿からのアウトソーシング先は NTT グループ会社がほとんどであることが容易に想定されるところであり、この場合 NTT グループ内部での資金留保が可能であることから、コスト削減インセンティブが有効に機能しない構造である可能性が高いと考えられます。従って、NTT 東西殿の作業単金については既存の接続料認可プロセスのみならず、追加的な検証を行うことにより、その適正性について検証すべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 当社の作業単金は、労務費のほかに物件費、管理共通費、退職給与費等を含んでおり、現場管理費及び一般管理費の諸経費(法定福利費、福利厚生費、退職金等)を含まない「建設物価」上の通信工事技術者賃金と比較することは不適切であると考えます。</p> <p>また、当社の労務費から諸経費を除いた場合には、上記の通信工事技術者賃金と変わらない水準にあると考えます。</p> <p>なお、当社の作業単金については、当社決算値を基にアウトソーシング等による労務費等の削減効果を既に織り込んで算定していることから、当社の業務実態と効率化効果を反映した適切な料金であると考えます。</p> <p>当社としては、今後とも、一層の経営の効率化に取り組む所存です。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	<p>○ NTT 東西における作業単金については、アウトソーシング等による労務費・管理共通費等の削減効果が反映されており、NTT 東西の再意見にあるとおり、法定福利費等の諸経費が含まれていることを考慮すれば、当該単金が妥当性を損なっているとは認められない。なお、NTT 東西においては、引き続き業務の一層の効率化に努めることが適当である。</p> <p>○ なお、NTT グループ内部での資金留保に関するご指摘については、総務省において、接続会計報告時に子会社との関係について報告を求めているところであり、セーフガード措置は講じられているものと考えられる。</p>
--	--	--

意見19 作業単金の費用に計上されている退職給与費について、資金運用の結果による費用増加分を接続事業者が負担することの合理性について検証が必要。	再意見19	考え方19
<p>○ ②退職給与費について NTT東西殿において実施された事業者説明会(平成21年12月22日)におきまして、退職給与費の上昇について「市場の影響により年金資金の運用が上手く行かなかったため、退職給与金の引き当てを実施した。」との説明がありましたが、資金運用の結果による退職給与費増加分を接続事業者が負担することの合理性について説明が十分ではなく、NTT東西殿においてはその理由を詳細に説明して頂く必要があると考えます。その上で接続事業者が負担すべきコストなのかどうか検証する必要があると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 退職給与費は、将来的な給付に備え積み立てる退職給付債務のうち、当期に発生した費用です。当該費用については、年金資産の運用収益(見込み)を控除した後の当年度に積み立てる必要がある額(見込み)に加え、前年度までの見込みと実績との差分(「数理差異」)も費用計上することとされています。 以上の費用については、国内会計基準に基づき算定されるものであり、他事業者様にご負担いただくコストとして適正なものであると考えます。 (NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 平成20年度の退職給与費については、景気の悪化を受け、年金資産の運用収益の見込みと実績に差分が生じたため、退職給与費に計上すべき費用が増加したものであるが、これはNTT東西が負担しているコストであり、接続料原価に算入することが不適当であるとは言えない。</p>
意見20 総務省が実施するスタックテストのうちBフレッツやフレッツADSLについて、コロケーション費用やバックボーン費用についても考慮して検証すべき。	再意見20	考え方20
<p>○ 5.接続料金と利用者料金との関係について ■総務省殿が実施するスタックテスト 接続料と利用者料金との関係に関する検証は、NTT東西殿と接続事業者の間の公正な競争を確保するために、重要かつ有益なスキームであると考えていますので、今後も継続的な実施を要望します。 なお、このスキームの有効性をより高めるためには、“接続料金相当”に接続事業者がネットワーク構築を行うためにコストを加味したうえで、利用者料金との関係をチェックすることも必要と考えます。 具体的には、Bフレッツ、フレッツADSLのように該当</p>	<p>○ スタックテストは当社の利用者料金との関係において接続料の水準が不当でないことを検証するものであり、他事業者様のネットワーク構築コストまで加味する必要はないと考えます。 なお、接続料には、装置の費用だけでなく、当該装置に係る建物等の費用も含まれています。 (NTT東日本、NTT西日本)</p> <p>○ 専用サービスについては平成21年3月のガイドライン改正においてスタックテストの対象外とされましたが、同様に、メガデータネット並びにフレッツISDN</p>	<p>○ 利用者料金は、コストに適正利潤を乗せて設定されることに鑑み、接続料の適正性を検証するために利用者料金との関係を検証するものであることから、接続事業者のネットワーク構築に係るコストと比較するものではない。</p> <p>○ サービスマニューゲとのスタックテストの実施にあたっては、端末回線に係るコスト(光端末回線、スプリッタ等の局内設備及び回線管理運営費等)及び中継網に係るコスト(地域IP網等)に対応した接続料に加え、接続料を設定していないコスト(NGNの未アンバンドル機能等)も考慮して検証しているところであり、</p>

する接続料だけではサービスが構築できない区分に対して、“接続料金相当”に必要となるコロケーション費用、バックボーン費用等を考慮して、検証頂けるよう要望します。

#### ■ガイドラインの見直し

“接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン”は平成 19 年 3 月 30 日に策定され、見直し規定が以下のように定められています。

「本ガイドラインは、接続料設定事業者が新たなサービスを開始した場合、会計データの把握方法等に変更が生じた場合及び接続ルールの見直しが実施された場合等において、必要に応じて見直すものとする。なお、当該見直しを行う場合は、意見公募を行うなど手続の透明性の確保に十分留意する。」

見直しの契機としては、本規定に因るだけでなく、総務省殿で実施されている競争評価スキームでの検証結果、並びに各区分における競争状態にも勘案しながら、検証方法、基準値、もしくは区分などの見直しを柔軟に行って頂けるよう要望します。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

についても、年々需要が減少傾向にあり、利用者の影響に及ぼす度合いが低くなっていることから、接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下していると考えられることから、スタックテストの対象外とすることが適当であると考えます。

《メガデータネット及びフレッツ・ISDNの需要の推移》

	H17年度 (2005年度)	H18年度 (2006年度)	H19年度 (2007年度)	H20年度 (2008年度)
フレッツISDN (千契約)	332	258	198	154
対前年増減率	—	▲22.3%	▲23.3%	▲22.2%
メガデータネット (千回線)	40	37	31	26
対前年増減率	—	▲7.5%	▲16.2%	▲16.1%

(NTT 東日本)

○ 専用サービスについては平成 21 年 3 月のガイドライン改正においてスタックテストの対象外とされました。また、同様に、メガデータネット並びにフレッツISDNについても、年々需要が減少傾向にあり、利用者の影響に及ぼす度合いが低くなっていることから、接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下していると考えられることから、スタックテストの対象外とすることが適当であると考えます。

《メガデータネット及びフレッツ・ISDNの需要の推移》

	H17年度 (2005年度)	H18年度 (2006年度)	H19年度 (2007年度)	H20年度 (2008年度)
フレッツISDN (千契約)	284	228	185	150
対前年増減率	—	▲19.7%	▲18.9%	▲18.9%
メガデータネット (千回線)	37	35	32	29
対前年増減率	—	▲5.4%	▲8.6%	▲9.4%

(NTT 西日本)

また、ご指摘のコロケーション費用、バックボーン費用についても地域 IP 網のコスト(収容局接続機能)に含まれていることから、適切な検証が行われているものと認められる。

- なお、スタックテストガイドラインの見直しに関しては、同ガイドライン中の規定に基づく場合だけでなく、適時適切に行うことが適当である。

	<p>○ イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿の意見にもあるとおり、ユーザへのサービス提供のためには接続料及び営業費以外にも接続事業者に不可避的に発生する費用があり、総務省殿が実施するスタックテストにおいては、この不可避的な費用を全て含めることが、接続料と利用者料金との適切な関係の把握のために必要であると考えます。</p> <p>しかしながら、現行のスタックテストは、検証結果のみが公表され、接続料等にどのような費用を考慮し検証が行われているのかが明らかにされていないため、検証結果の妥当性を判断することができません。接続料が上昇傾向となっているなかで、接続料と利用者料金との関係を適切に把握することは公正競争の維持のためにも極めて重要であるため、スタックテストの検証可能性を確保するためにも費用の詳細及び検証プロセスを可能な限り明らかにすべきと考えます。</p> <p>また、開示された情報を基に現行のスタックテストの実施内容の適正性についても議論し、必要に応じて「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」の改正を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
意見21 一部サービスメニューにおいて接続料が利用者料金を上回っているのは不自然である。	再意見21	考え方21
○ また、今回申請では東日本電信電話株式会社殿の一部サービスメニューにおいて接続料が利用者料金を上回っており、接続料の上昇によりこのような事象が生じることは接続料の存在として不自然なものと考えます。	○ メガデータネットの PVC 回線(通信料)・クラス 2・100kbps～1Mbps 品目については、接続料が利用者料金を上回る結果となっていますが、その他のクラス・品目を総合したメガデータネット全体では接続料	○ NTT東日本における一部のサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を下回っている点については、スタックテストの検証結果に示されたとおり、接続事業者との間に直ちに不当な競争を引き起こすも

(北海道総合通信網)	<p>が利用者料金を下回っているところです。</p> <p>なお、メガデータネットは、イーササービス等への移行により、今後とも需要が減少すると想定されることから、昨年スタックテストの対象外とされた専用サービスと同様に、スタックテストの対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	<p>のであるとまでは言えないものと考えられる。</p> <p>○ なお、スタックテストガイドラインの見直しに関しては、同ガイドライン中の規定に基づく場合だけでなく、適時適切に行なうことが適当である。</p>
意見22 データ系設備の網改造料等の算定に用いる設備管理運営費比率の採用は、接続料算定の透明性向上に資するため適当であるが、当該設備の網改造料等が上昇するため現時点での採用は見直すべき。	再意見22	考え方22
<p>【網改造料等の算定に用いる設備管理運営比率の改定について】</p> <p>今回の申請においては、データ系設備に係る設備管理運営比率を新たに設定することとされていますが、コストをより詳細に把握することは接続料等の算定の透明性向上に資するものであり、適当であると考えます。</p> <p>ただし、申請内容とおりの比率が適用された場合、平成22年度についてはデータ系サービスの網改造料等がこれまでより高くなり、光等の新しいサービスの普及を妨げる要因となることも想定されます。</p> <p>従って、現時点でデータ系設備に係る比率を新たに設定することについては、国民的利便の観点から見直すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ データ系設備に係る設備管理運営費比率は、平成19年10月の「電気通信事業における会計制度の在り方について」の報告書によりIP系設備の保守費を個別把握することとなったこと等を踏まえ、新たに設定しております。</p> <p>当該比率は、接続会計実績に基づくデータ系設備に係るコストに基づき算定しているものであることから、当該比率に基づき網改造料等を算定し、ご負担いただくことは適当であると考えます。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ データ系設備に係る設備管理運営費比率に関しては、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書」を踏まえデータ系設備に係る保守費用の直接把握を可能としたこと及びNGNの接続会計が整理されたことにより、平成20年度実績より同設備の設備管理運営費の算定が可能となったことを踏まえると、平成22年度接続料から採用することには合理性があるものと考えられる。</p>

平成22年2月22日

総務大臣  
原口一博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温

答申書(案)

平成21年12月15日付け諮問第3018号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。

帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ)等のメタル加入者回線に係る接続料に関し、上部区間におけるメタル設備の未利用芯線のコストについて、局外RTに収容されている加入者回線とメタル設備のみを用いる加入者回線に関する稼働回線数比に基づき案分し再算定すること(考え方4)。

2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当委員会の考え方)。

(1) PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシーシリーズサービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省において、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配意しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うこと(考え方1)。

- (2) P S T NからI P網への移行について、N T T東西は平成22年度に概略的展望を公表することとしているが、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはP S T Nからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、N T T東西に対し、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことを要請すること（考え方1）。
- (3) P S T NからI P網への移行の進展に伴うレガシー系サービスの需要の減少等により接続料が上昇傾向を続けていること等の懸念が示されている状況を踏まえ、N T T東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること（考え方2）。
- (4) 貸倒損失額の大幅な上昇により適切な債権保全措置に対する懸念が示されていることを踏まえ、今後とも貸倒損失の接続料への適切な算入を行うため、N T T東西に対し、「電気通信分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」（平成18年12月公表、平成21年10月改訂）等に基づき、未回収債権発生の予防措置、未回収債権の圧縮・拡大の防止など、引き続き適切なリスク管理を実施することを要請すること（考え方7）。
- (5) D S L／光ファイバ開通申込受付システム及び一般番号ポータビリティ申込受付システムの更改に関し、N T T東日本に対し、以下の事項を要請すること。
- ① コストの予見性及び適正性を検証する観点から、予め必要な情報開示を行うこと。
  - ② 接続事業者においてもシステム改修等が必要となることから、新システムへの移行時期及び旧システムとの並行運用期間に関し、当該事業者との協議を踏まえて検討を行うこと。
- また、N T T西日本に対しても、今後N T T東日本と同種のシステム改修を行う場合には、上記と同様の措置を講じることを要請すること。（考え方15）

# 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 江部 努

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 大竹 伸一

## 2. 申請年月日

平成21年12月9日(水)

## 3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

## 4. 概要

専用線等の実際費用方式を適用する平成22年度の接続料及びその他手続費等の改定等を行うもの。

# 主な変更内容

## 接続料

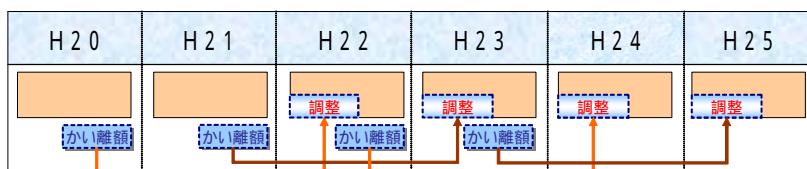
### 1. 概要

実績原価方式を適用する平成22年度の接続料については、平成20年度の接続会計、回線数及び報酬率等に基づき改定しているところ、全体で前年度比5.8%の増加となっている（NTT東日本は同10.1%の増加、NTT西日本は同1.4%の増加（収入ベース、調整額（注）加算後））。

（注）実績原価方式により算定される接続料の算定方法については、精算事務の負担軽減を図るとともに接続料の予見性を確保するため、平成19年7月の接続料規則改正により、事後精算（タイムラグ精算）制度が廃止されるとともに、直近の実績に基づき接続料を算定した上で適用年度実績とのかい離分について「調整額」として次期接続料の原価に算入されるよう所要の措置が講じられたところである。平成22年度の接続料の算定に当たっては、平成20年度の実績に基づき接続料を算定した上で同年度接続料収入との乖離分について「調整額」として平成22年度接続料の原価に算入しているものである。

なお、本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

（調整額のイメージ）



### （1）実績原価方式による改定額（単位：億円）及び改定率（収入ベース）

	平成22年度の改定額及び改定率（ - ）		平成22年度の接続料適用収入（注）		平成21年度の接続料適用収入（注）	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
合計	+91 (+10.1%)	+12 (+1.4%)	997	876	906	864
専用線合計	+84 (+10.8%)	+8 (+1.1%)	864	755	780	747
接続専用線	+54 (+20.1%)	4 (-1.4%)	321	271	267	275
中継光ファイバ	10 (-14.2%)	5 (-7.3%)	60	63	70	68
ラインシェアリング・ドライカッパ	+40 (+9.1%)	+17 (+4.1%)	484	421	444	404
公衆網合計	+7 (+6.0%)	+4 (+3.5%)	132	121	125	117

（注）平成21年度予測回線数及びトラヒック等をベースに収入を試算（調整額加算後）。

## (2) 平成22年度の主な接続料と現行(平成21年度)接続料との比較

	単位	平成22年度 (カッコ内は調整前)		平成21年度	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
高速ディジタル専用線 (1.5Mb/s)(MA内)	1回線ごとに月額 (注1)	190,719円 (159,841円)	90,795円 (85,080円)	148,547円	78,488円
ディジタルアクセス (1.5Mb/s タイプ1-1) (MA内)	1回線ごとに月額 (注1)	38,944円 (37,678円)	36,855円 (37,785円)	36,509円	38,410円
メガデータネット (クラス1) (基本:3Mb/s、PVC:500kb/s)	1回線ごとに月額 (注1)	25,494円 (22,904円)	20,636円 (20,826円)	21,210円	20,354円
中継ダークファイバ	1回線・1メートル ごとに月額	1,174円 (1,323円)	1,368円 (1,433円)	1,368円	1,475円
ドライカッパ(タイプ1 - 1)	1回線ごとに月額 (注2)	1,416円 (1,351円)	1,410円 (1,397円)	1,323円	1,378円
ラインシェアリング	1回線ごとに月額 (注2)	72円 (75円)	84円 (86円)	75円	84円

(注1)端末回線伝送機能を含む。 (注2)回線管理運営費を含む。

## 2. 平成21年度で算定期間が終了する将来原価方式に係るもの

将来原価方式により接続料が算定されてきた下記の機能については、平成21年度に算定期間が終了するため、平成22年度の接続料は平成20年度の実績原価に基づき算定。

### 変更後の接続料と現行接続料との比較

	単位	変更後	現行	差額	将来原価の算定期間
メディアコンバータ 1Gタイプ(NTT西日本)	1回線ごとに月額	2,264円	2,711円	447円	1年間 (H21単年)

## 3. 回線管理運営費の算定(回線管理運営費の平均化)

回線管理運営費については、平成16年度から平成21年度までの再計算においては、サービスごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、回線管理に係る原価を各サービスごとに算出するのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の役務において管理事務の内容が異なることを踏まえ、全役務において発生する費用、ラインシェアリングのみで発生する費用、ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費を設定していたところ。

この状況は、平成22年度においてもあてはまるため、同様の方法により算定するもの。

### 平均化した単金(月額)

	ラインシェアリング		PHS基地局回線・ ドライカッパ・光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成22年度 回線管理運営費 (カッコ内は調整前)	38円 (42円)	50円 (53円)	41円 (55円)	58円 (74円)
平成21年度料金との差	6円	3円	21円	20円

### [参考] サービス別単金(月額)

	PHS基地局回線		ラインシェアリング		ドライカッパ		光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平成22年度 回線管理運営費 (カッコ内は調整前)	55円 (69円)	41円 (56円)	32円 (37円)	38円 (41円)	40円 (54円)	56円 (71円)	110円 (123円)	249円 (264円)
平成21年度料金との差	21円	27円	5円	1円	25円	22円	21円	73円

## 4. 公衆電話発信機能及びディジタル公衆電話発信機能の算定

### (1) 経緯

公衆電話機能の接続料原価については、当該機能に係るNTSコストを段階的に加算することが可能とされている(平成21年度以降は、100%加算可能)。

他方、NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入が可能とされているため、当該機能への不算入分を公衆電話機能に算入することとされている。

### (2) 算定方法

上記を踏まえ、平成22年度接続料では、NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への不算入分(5分の1)を加算(それ以外のNTSコストは、その全額を公衆電話機能の接続料原価に加算)して算出。

公衆電話機能

区分	単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能	3分 当たり	163.08円 (131.42円)	132.39円 (110.63円)	113.22円	100.04円
うちNTSコスト見合い	3分 当たり	6.79円 (5.40円)	6.43円 (5.45円)	5.22円	5.44円
減算措置対象のFRT-GC間 伝送路コスト見合い(注)	3分 当たり	2.30円	2.61円	1.46円	1.58円
ディジタル公衆電話発信機能	3分 当たり	95.98円 (83.36円)	117.23円 (97.40円)	74.02円	85.90円
うちNTSコスト見合い	3分 当たり	1.17円 (0.88円)	1.69円 (1.21円)	0.99円	1.28円
減算措置対象のFRT-GC間 伝送路コスト見合い(注)	3分 当たり	1.03円	1.46円	0.65円	0.86円

(注)数値は調整前・貸倒損失算入前

## 5. 貸倒率の改定

接続料債務の不履行リスクの扱いのうち、管理部門において発生した貸倒損失の扱いについては、平成18年度接続会計以降、接続料原価の一部に算入することとされている。

【算定方法】貸倒損失算入後原価 = 貸倒損失算入前原価 × (1 + 貸倒率)

平成22年度接続料については、平成20年度にNTT東日本及びNTT西日本において貸倒実績が発生したことから、下記のとおり貸倒率を改定するもの。

平成20年度貸倒率

	NTT東日本	NTT西日本
平成20年度貸倒実績額	603百万円	705百万円
平成20年度接続料収入	261,056百万円	263,774百万円
貸倒率( / )	0.23098%	0.26727%
平成19年度貸倒率	0.00035%	0.00141%

# [参考] 各機能の主な接続料

## (1) 端末回線伝送機能

区分	単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
端末回線伝送機能(通信路設定伝送機能を組み合わされるもの)(注1)	2線式のもの	1回線ごとに月額	1,281円 (1,222円)	1,246円 (1,245円)	1,197円 1,230円
ドライカッパ (注1)	回線管理運営費	1回線ごとに月額	41円 (55円)	58円 (74円)	62円 78円
	回線部分	1回線ごとに月額	1,375円 (1,296円)	1,352円 (1,323円)	1,261円 1,300円
ラインシェアリング (注1)	回線管理運営費	1回線ごとに月額	38円 (42円)	50円 (53円)	44円 53円
	回線部分(追加MDF)	1回線ごとに月額	34円 (33円)	34円 (33円)	31円 31円
光信号主端末回線(局外スピリット含む) (注1)	局外4分岐のもの	1回線ごとに月額	-	4,406円 (4,464円)	- 4,487円
	局外8分岐のもの	1回線ごとに月額	4,179円 (4,219円)	4,368円 (4,445円)	4,240円 4,493円
端末回線伝送機能(GE-PON)	1Gb/s	1装置ごとに月額	3,825円 (注2)	3,167円 (注2)	4,016円 3,723円
端末回線伝送機能(FWA)	46Mbps (固定無線通信網)	1装置ごとに月額	-	41,778 (注2)	- 43,861円
端末回線伝送機能(メガデータネット) (主な品目のみ)	3Mb/s	1回線ごとに月額	6,380円 (6,368円)	6,710円 (6,988円)	6,389円 7,081円
	6Mb/s	1回線ごとに月額	7,715円 (7,703円)	7,973円 (8,461円)	7,721円 8,665円
	12Mb/s	1回線ごとに月額	8,865円 (8,853円)	9,092円 (9,767円)	8,942円 10,073円

(注1) タイプ1-1: 平日・昼間帯故障修理

(注2) 平成21年度より将来原価方式から実績原価方式に移行したものであり、平成22年度接続料は調整額は発生しない。

## (2) 光信号電気信号変換機能

区分	単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号電気信号変換機能 (注1)	100Mbps	集線型(16MCタイプ)	1回線ごとに月額	5,439円 (7,649円)	2,097円 (5,518円)
		非集線型 (1MCタイプ)	1回線ごとに月額	452円 (601円)	302円 (632円)
	1Gb/sタイプ		1回線ごとに月額	634円 (1,861円)	2,264円 (注2)

(注1) タイプ1-2: 全日・昼間帯故障修理

(注2) NTT西日本の1Gb/sタイプについては、平成22年度より将来原価方式から実績原価方式に移行するものであり、平成22年度接続料については調整額は発生しない。

## (3) 光信号多重分離機能

区分	単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号多重分離機能 (注)	局内4分岐のもの	1回線ごとに月額	194円 (624円)	139円 (806円)	790円 874円
	局内8分岐のもの	1回線ごとに月額	123円 (902円)	746円 (1,407円)	1,163円 1,844円

(注) タイプ1-2: 全日・昼間帯故障修理

#### (4) 端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)	平成21年度接続料
一般番号ポートアビリティ実現機能	月額	29,824,143円 (31,327,881円)	32,333,618円
優先接続機能	1通信ごとに	0.0171円 (0.0156円)	0.0142円

#### (5) 中継伝送機能

区分	単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号中継伝送機能	1回線・1メートルごとに月額	1.174円 (1.323円)	1.368円 (1.433円)	1.368円	1.475円

#### (6) 通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
通信路設定伝送機能	一般専用サービスの伝送を行う機能	3.4kHz	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	5,742円 (5,361円)
			上記以外の場合	1回線ごとに月額	6,536円 (6,063円)
			10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	110円 (120円)
	高速デジタル伝送サービスの伝送を行う機能(エコノミークラス)(注)	64kb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	5,438円 (5,078円)
			上記以外の場合	1回線ごとに月額	6,184円 (5,738円)
			10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	100円 (110円)
		1.536Mb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	34,334円 (33,068円)
			上記以外の場合	1回線ごとに月額	52,255円 (48,921円)
			10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	2,406円 (2,646円)
第1種ATM専用に係るものの(デュアルクラス)	1Mb/s	単位料金区域内の場合	1回線ごとに月額	119,464円 (104,992円)	69,038円 (77,267円)
			上記以外の場合	127,898円 (112,201円)	74,361円 (83,493円)
			10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごとに月額	1,193円 (1,193円)
					511円 (1,023円)
					1,190円
					1,020円

(注) ディジタルアクセスのこと。数値は、タイプ1-1：平日・昼間帯故障修理

#### (7) データ伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
メガデータネット	500kb/s(クラス1)	1回線ごとに月額	18,943円 (16,365円)	13,761円 (13,673円)	14,650円
	6Mb/s(クラス2・最低伝送速度3Mb/s)	1回線ごとに月額	106,417円 (91,830円)	77,047円 (76,432円)	83,796円
	10Mb/s(クラス2・最低伝送速度5Mb/s)	1回線ごとに月額	167,093円 (144,177円)	119,092円 (118,126円)	128,509円
					114,343円

### (8) 番号案内機能等

区分		単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
番号案内サービス接続機能	中継交換機等接続	1案内ごとに	84円 (79円)	72円 (72円)	81円	73円
	端末回線線端等接続	1案内ごとに	86円 (82円)	74円 (75円)	84円	76円
番号データベース接続機能	番号案内固有部分	1成功検索ごとに	42円 (38円)	48円 (39円)	35円	28円
	通信網部分	1接続 3分までごとに	13円 (12円)	16円 (14円)	11円	14円
番号情報データベース登録機能		1番号ごとに	-	7.19円 (6.95円)	-	6.37円
番号情報データベース利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごとに	-	5.02円 (5.12円)	-	3.99円
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごとに	-	7.26円 (7.10円)	-	6.59円
番号案内先への通信実現機能		1通信ごとに	90円 (73円)	69円 (59円)	57円	48円

### (9) 手動交換機能

区分		単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
手動交換サービス接続機能		1通信ごとに	476円 (382円)	316円 (273円)	364円	257円
手動コレクトサービス取扱機能		1通信ごとに	117円 (83円)	112円 (82円)	66円	70円

### (10) 公衆電話機能

区分	単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能	1秒ごとに	0.9060円 (0.7301円)	0.7355円 (0.6146円)	0.6290円	0.5558円
デジタル公衆電話発信機能	1秒ごとに	0.5332円 (0.4631円)	0.6513円 (0.5411円)	0.4112円	0.4772円

### (11) ルーティング伝送機能(地域IP網)

区分		単位	平成22年度接続料 (カッコ内は調整前)		平成21年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
収容局接続	LANインターフェース・10Gbit/s	東:1ポートごとに月額 西:1装置ごとに月額	1,225,045円 (注1)	1,575,629円 (注1)	1,416,672円	1,750,025円
	LANインターフェース・1Gbit/s	東:1ポートごとに月額 西:1装置ごとに月額	372,483円 (注1)	1,427,843円 (注1)	420,042円	1,565,084円
	LANインターフェース・100Mbit/s	1ポートごとに月額	161,937円 (152,661円)	314,701円 (268,160円)	148,914円	274,918円
	ATMインターフェース	1ポートごとに月額	177,458円 (211,993円)	179,560円 (204,520円)	222,578円	221,768円
	ISDNインターフェース	1ポートごとに月額	5,092円 (5,842円)	4,447円 (5,118円)	6,074円	6,058円
中継局接続	LANインターフェース・1Gbit/s	東:1ポートごとに月額 西:1装置ごとに月額	372,483円 (注2)	1,427,843円 (注2)	420,042円	1,565,084円

(注1)平成21年度より将来原価方式から実績原価方式に移行したものであり、平成22年度接続料は調整額は発生しない。

(注2)平成21年度より新たに設定した機能であり、平成22年度接続料は調整額は発生しない。

## 工事費・手続費及びコロケーション料金等

### 1. 工事費・手続費の改定(主なもの)

#### (1) 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	平成22年度単金		平成21年度単金	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごとに	6,207円	6,169円	6,213円	6,179円

#### (2) 実績に応じた作業時間の変更

NTT西日本においては、光ファイバ工事における接続工事等時刻指定手續費及び減設工事に伴う自前工事調整等作業費のうちの撤去に係るデータベース等補正作業に係る費用について、昨年度は類似作業に基づき試算した作業時間を用いていたところである。

今般、これらの作業実績を把握したことから、実績を基にした作業時間で算出した手續費に変更する。(NTT東日本においては、昨年度に見直しを実施済。)

区分	作業時間		料金額		
	見直し結果	現行時間	H22料金	H21料金	差額
接続工事等時刻指定手續費	1.113	1.313	6,884円	8,113円	1,229円
自前工事調整等作業費 データベース等補正費	0.883	0.900	5,462円	5,561円	99円

(注)工事費の料金額は平日昼間の場合

#### (3) 優先接続受付手續費の改定

優先接続受付手續費については、平成20年1月に実施したシステム更改及び同時に実施した東西マイライン受付センター統合等による一過性のコストが発生したことから、昨年度は大幅に上昇したところであるが、平成22年度の手續費については、これらの受付センター統合等による効率化等によって、減額に転じている。

区分	単位	平成22年度接続料	平成21年度接続料	差額
優先接続受付手續費	1変更ごと	47円	56円	9円

### 2. 管路・とう道等の料金の改定

#### (1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位	平成22年度適用平均料金 (カッコ内は調整前)		平成21年度適用平均料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
管路	年額、円/条・m	240円 (278円)	238円 (249円)	283円	263円
とう道	年額、円/m	45,070円 (53,177円)	48,654円 (51,738円)	54,858円	55,110円
土地	年額、円 / m <sup>2</sup>	1,429円 (1,387円)	891円 (897円)	1,457円	936円
建物	年額、円 / m <sup>2</sup>	33,581円 (32,900円)	22,004円 (24,142円)	31,445円	24,863円

## (2)電柱使用料の改定

区分	単位	平成 22 年度適用平均料金 (カッコ内は調整前)		平成 21 年度適用平均料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	年額、円 /1 使用箇所	892 円 (925 円)	939 円 (1,028 円)	931 円	1,084 円

## 3. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

### (1)取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		平成 22 年度適用値		平成 21 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	交換機械設備	0.278	0.328	0.266	0.246
	電力設備	0.912	0.995	0.903	0.908
	伝送機械設備	0.161	0.252	0.170	0.327
	無線機械設備	0.321	0.397	0.214	0.434
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.099	0.063	0.088	0.060
	土地及び通信用建物以外	0.003	0.006	0.003	0.007
共通割掛費比率		0.040	0.033	0.070	0.067

### (2)年額料金の算定に係る比率

網改造料の計算の際に用いられる設備管理運営費比率については、類似のアンバンドル機能における設備管理運営費比率を用いることとされている。

データ系の設備については、これまで類似機能の比率が設定されておらず、音声系設備の合算値(通信料対応設備合計)を用いていたが、平成 20 年度に NGN やひかり電話が指定設備に整理されたこと及び、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書を踏まえ、IP 系設備に係る保守費を直接把握することとしたため、データ系設備に係る設備管理運営費比率を新たに設定することとしている(データ系設備に係る網改造料については、これまでに当該比率を用いて料金設定した実績がないため、平成 22 年度及び平成 23 年度は調整額は適用しない)。

なお、市内伝送機能については、平成 22 年度より中継伝送機能と統合されている。

区分		平成 22 年度適用値		平成 21 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
設備管理運営費比率 (注)	端末回線伝送機能	0.052	0.053	0.055	0.058
	端末系交換機能	0.044	0.048	0.046	0.051
	市内伝送機能	-	-	0.039	0.046
	中継系交換機能	0.061	0.038	0.062	0.043
	中継伝送機能	0.035	0.042	0.042	0.047
	通信料対応設備合計	0.043	0.047	0.046	0.051
	データ系設備合計	0.102	0.085	-	-

(注)除却費を個別に支払う場合以外の場合

### (3)電力設備に係る設備管理運営費比率及び取付費比率

区分		平成 22 年度適用値		平成 21 年度適用値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	受電設備	1.268	0.923	1.191	0.977
	発電設備	0.678	0.881	0.716	0.704
	電源設備及び蓄電池設備	0.919	1.024	0.913	0.924
	空気調整設備	1.751	1.326	1.755	2.239
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.047	0.042	0.045	0.042

# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適當と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	-	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	-	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	-	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、必要な情報の開示を受ける手続、接続の請求への回答を受ける手続、協定の締結及び解除の手続、情報開示に係る標準的期間、接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	-	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、情報の開示を受ける手続、設置等の可否について回答を受ける手続、他事業者が工事又は保守を行う場合の手續、工事又は保守に他事業者が立会いをする手續、工事に係る標準的期間、場所等に関して他事業者が負担すべき金額、工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	適	他事業者が接続に必要な装置を NTT 東日本及び NTT 西日本の通信用建物、管路、とう道及び電柱等に設置する場合の負担すべき金額について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、工事を行う手続、負担すべき金額、利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	-	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第	適	他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。

15条(1)オ		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他の事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	本件は、接続料規則第21条の規定に基づき接続料の再計算を行い、これにより当該接続料の改定を行うものであり、料金表に定める接続料は、接続料規則第4章の規定に基づいて算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	-	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。